

参議院法務委員会會議録第十八号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午前十時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 成瀬 輝治君
理事 御木 亨弘君
宮城 大マヨ君
市川 房枝君

委員

中山 福藏君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
赤松 常子君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 小泉 純也君
事務局側 常任委員 西村 高見君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君

参考人

同学院大学教授 瀧川政次郎君
婦人問題 藤山 たき君
研究員 松尾邦之助君
東京慈恵会 石川 光昭君
科大學教授 中川 善之助君
救世軍本館 瀧川 八雄君
公共部長 石橋 幸八君
全国性病予防 日本青年同盟 福本 春男君
治会副理事長 議事事務局局長

本日の會議に付した案件
○亮春等処罰法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(成瀬輝治君) これより法務委員会を開会いたします。

亮春等処罰法案を議題に供します。本案につきまして参考人の方々から御意見を伺いたいと存じますが、参考人各位におかれましては御多忙のところわざわざ御出席いただきましてありがとうございます。御礼を申し上げます。

つきましては、本案の重要性にかんがみ、それぞれのお立場から一つ忌憚のない御意見を承わりたいと存じます。

念のため申し上げますが、参考人の発言時間は一人二十分程度でお願いすることにしたし、参考人に対する質疑は午前と午後に分けて一括して行いたいと存じます。御了承をお願いいたします。

それでは最初に同学院大学教授瀧川政次郎君からお願いをいたします。

○参考人(瀧川政次郎君) 予備審査のために衆議院から本院に送付されました亮春等処罰法案の審査に当たりまして、特に私が参考人として本院に招致されたのは、私が古く日本の奴隷制度に関する研究を發表いたし、白色奴隷であります遊女の亮春につきまして若干の研究を發表したことがあったためだろうと考えます。ゆえに私は

手元に送付されました亮春等処罰法案、同法案提案理由説明、同法案逐条説明書、この三つの刷りものを拝見いたしました。感じましたことを基礎にいたしまして、自分が思い起しました歴史的な事実を主として叙述いたしました。本法案を審議せられたい議員の皆様方の参考供したいと思ひます。

私は亮春を禁すべきやいなやという問題と、亮春行為を処罰する法律を制定すべきやいなやという問題とは別として考えなければならぬものと思ひます。亮春が背徳行為であり、また亮春のない社会が理想的な健全な社会であるということとは、これは論のないことであります。しかし、亮春を禁すべき手段方法として、亮春をした者及びその相手方となつた者に刑罰を科した方がいかにどうかという問題は、これまた別の問題でありまして、大いに異論のあるところであらうと思ひます。

今日一般大衆はこの二つの問題を区別して考えることはできないのでありますから、それに乗じて亮春行為を処罰せんとするこの法案に反対する者を、亮春を背徳行為と考へない非人道的なやつであるというやいなやを言うのは、非常な不当な行為であると考えたのであります。宗教や道義もすてに力を失いました現在の社会におきまして、亮春行為を禁する手段として、制裁力を持った法律を課すということとは、これはやむを得ないところであると私も考へております。しかし、それ

にどんな刑罰を科するか、まただれを

処罰するかという問題はよほど慎重に考へなければならぬ問題であらうと思ひます。刑罰をなくすべくんば重刑もまた可なりという思想もございす。罪は重刑をもつて威嚇しさえすれば犯罪は直ちになくなるというやいなやな素朴な考へ方は排棄されなければならぬと思ひます。保元元年御白河天皇は嵯峨天皇の御代以来二十六代、三百四十七年間うち絶えたところの死刑を復活せられて減少する傾向は少しもなく、道義の類はさらに前代よりも著しいものがあつたのであります。

亮春等処罰法案、以下法案と略称いたしますが、この制裁規定を通過いたしましたならば、一般に刑罰が重過ぎるという感じがいたします。提案者も亮春をした者及びその相手方となつた者に一万円以下の罰金または拘留もしくは科料を科するというのは、これはいささか酷であるというふうに考へられたとみえまして、逐条説明では「これは亮春の罪を犯す婦女につきまして、その犯罪の動機及び理由等を調査したし、また、家庭の貧困等資本主義的経済組織のあわむべき犠牲者とも目される者とか、封建的家族制度の犠牲者とも目される者とか、これを普通の刑法犯、たとへば窃盗とか、詐欺とかの破産犯罪と同視するものは、はなはだ酷であると思はれるからであります。それをもつて考へてみますならば亮春婦に對しては、懲役と罰金等の刑罰を加ふるよりは、保護

観察等いわゆる保安処分をもつて臨み、家庭環境の調整、職業指導等をはかるべきであります。一方いわゆる亮春婦の一般刑法犯者への転落は、きわめてその率も多いことにかんがみまして、刑罰による一般予防を重視し、前述のごとき刑罰をもつて臨むことにしたのであります」とこう弁明しておられます。そうして提案者は「何ゆえその婦女が亮春婦になつたかということをよく考へていただき、刑罰を科したことによつてかえつてその婦女をさらに悪化させることがないよう実行機関の細心の注意を希望するものであります」と結んでおられます。亮春婦に一般刑法犯者への転落者の多いことは、これは事実であります。しかしそれは亮春婦たるがゆえであるか、あるいは貧困者たるがゆえであるかは、非常に疑問であると思ひます。ゆえにそのゆえをもつて刑罰による一般予防を重視して前述のような刑罰をもつて臨むことにしたという提案者の理由は腑に落ちません。また私も一面弁護士といたしまして司法実務家の素質なりあるいは職務振りなりを觀察しておる一人でもあります。現在日本の司法官、警察官が、この法案の提案者の希望しておられますような細心の注意を払つてくれる親心のあるものとは信ずることができないのであります。遺憾ながら信ずることができないのであります。この法案が實現せられれば、場合によっては、提案者が心配しておられるような苛酷な取扱が行われるものと

予想せられます。そればかりかこの刑法規定の威嚇を利用いたしまして、警察官が荒春婦に対してお前を検挙するか検挙しないかは、おれの権限にある

のだからお前の生殺与奪の権はおれが握っておるのだというような態度になりまして、売春婦の基本的人權が今日以上に侵害せられるという懸念すらあるのであります。江戸時代には関所を手形なしで通行いたしました者には、はりつけにするという規定がございました。しかし江戸中期以後は碓氷の関所など役人の影も形も見えなかったものでありまして、手形なしに普通人が通行しておりまして。しかし規定は依然としてあるのでありますから、百姓、町人が一たび役人ににらまれますれば、いつでも刑罰に処せられるという危険にさらされておったのであります。皆縁も御承知の岡定忠治は、ほかの罪を犯したのでありますが、その処刑されました罪名は碓氷の関所を手形なしに通つたというところではりつけになっております。威嚇の効果だけをねらつた法律を存続しておくということとは、非常に危険なことでありまして、官僚の権力の増大に役立つということになるのであります、今申しましたような実例がよくこのことを示しておると思います。私は売春をさせることを内容とする契約をさす者、すなわち女街、営利の目的で売春を行う場所を供与することを主たる目的とする諸施設を経営するもの、すなわち樓主等のいわゆる業者という者の眼に余る横行を彈圧するために法案を作るということは、こういうような法案を作るといふようなことは、非常にけつこうなことであると思いますが、私そ

うことを申し上げる権利はありませんが、この法案がただ業者を処罰するという法案であれば、非常にけつこうだというように考えるのであります。

次に法案の第一条は、本法の目的としたしまして風紀紊亂を防止するといふことを高らかにうたつております。風紀の紊亂防止といふことは、すなわち性道德の規範維持といふことであります。さらに古い言葉で申しますれば、綱常の維持といふことになるのじゃないかと思ひます。綱常の維持を第一の目的としたしますならば、婦女が對價を受け、または受ける約束で特定の相手方と性交する者を罰するだけではないのであります。特定のは相手方と性交するいわゆるめかけ、あるいはオンリーとかというものを処罰しなければならぬと思ひます。めかけやオンリーを置く實力のある者が不自由をせず、そのより實力のない男性だけが取り締られる結果となります。と、綱常の維持がますます激化する危険があるように思われます。徳川末期の寛政年中に松平定信が風紀の取締りを嚴にし、また天保年中に水野忠邦が江戸中の岡場所を取りつぶしました。そのあとにはめかけ奉公人といふものが非常に激増いたしまして、黒板扳に見越しの松という妾宅は、もちろん寛政以前から見られたのであります。それが激増いたしましたのは、寛政以後のことです。高いは、寛政以後のことであります。高い祿をはむ旗本、役得の多い御家人、富裕なる町人等が根岸、橋場、向島等にしようしやな寮をかまへ、あるいは松隠居とか菊隠居とかというような隠居所をかまへ、そこへ美形を囲うように

なりましたのは、主として寛政以後のことです。またこのめかけ奉公人というのは、多少説明いたしませんとおわかりになぬかと思えます。

が、つまり召しかかえられた専横姫姑ともいふべきものでありまして、枕席に侍するだけがその職務であつたのであります。それが普通のめかけと違ひまするところは、月ぎめ季ぎめの給金をいただいたおるといふこと、主人の子供を産みますと直ちにお払い箱になる、解雇せられるという約束になつておる。ですからめかけ奉公人はたいてい給金を前借りいたしますが、その前渡し給金すなわちめかけ奉公人の身代金であつて、めかけ奉公人もまた白色奴隷の一種であると言つてよいと思ひます。めかけ奉公に娘を出すような親たちは娘を女郎に売る親たちと同じでございまして、非常に悪巧み無頼の徒が多かつたのであります。彼らは多く娘を教唆いたしまして寝小便をたれさせまして、まことにびろろなお話でおし入ります、主人も毎晩自分の寢室を小便で汚されてはたまりませんから、これを解雇いたしますが、前渡しした給金はついにこれを回収することができません。たまたま寝小便をしなないうめかけ奉公人を置きつけたと思つて喜んでおつたら、それはらい病患者であつたといふような悲喜劇もあつたのであります、当代の川柳には「おめかけはおかわのふたをとつてたれ」、あるいは「小便をせぬは大谷刑部ならず。この法案が実現いたしました昨には、このめかけ奉公人に類するようなものが出現する可能性が多分にあるよ」に思われるのであります。天保の改

草によりまして、岡場所に遊ぶことの
できなくなりました中下の町人ども、
商家の奉公人たちは、夜鷹、辻君を
買いいあさりまして、やぶ入りにもらつた

おこつたかゝる夜鷹賣いに使ひ果して空腹をかかえて主人の家に戻つてきた小僧の話というようなものが、たくさん当時の黄表紙とか川柳とかにそういうものが語られております。岡場所を追われました売春婦は街頭に出て夜鷹、辻若となり、ゆえに天保以後の夜鷹は、それ以前の夜鷹とは非常に違ひまして、なかなか美人もおったということでもあります。本法が制定施行されるに至りますれば、いわゆる赤線、青線区域はなくなろうと存じますが、そのかわりに売春婦の街頭はらんとするということは当然予想しなければならぬことであると思ひます。

次に第五条以下第九条に至る売春周旋者、いわゆる牛太郎、ボン引きの類また人身売買を取り持つ人間、いわゆる女術、それから売春の場所を供与するいわゆる楼主、亡八、昔は藝とも申しました。あるいはそれに資本を提供する資本家、高利貸、そういうものの中で最高十年の懲役、最高五十万円の罰金を科することができるといふこの法案の業者嚴罰主義には私も全面的に賛成であると思ひます。ただし、刑は少し重過ぎるのではないか。売春しなければ生活のできないようなあわれな婦人から金銭を搾取して、そうして豪華な生活をしていくといふことは、これは非常に不徳なる亡八というものは、孝、悌、忠、信、礼等の八つの徳を失つておるといふのので亡八と呼ばれました。これは人外の

ものとして人も非常に卑しめ、またみ
ずからも非常に卑下して暮しておつた
のであります。彼らは幾ら財産を持っ
ておつても、名譽ある地位につけな

かったのであります。ところが現在の業者はその財力にもの言わせて、公共団体の議員にも役員にもなつておる、堂々と天下に闊歩しております。こういう不合理は私はどうしても取り除かなければならぬと考えます。しかし、昔は吉原のお茶屋で遊女には正月にむしろの上で雑煮を祝わしたといふことであります。それは遊女ということのは身請けをされれば、りっぱな武家や町家の奥方ともなるべき身分であるから、自分の家のようないわゆる娼家の雑煮を祝わしてはいけなからいいう、これは楼主の非常にみづから卑下した処置であつたといふことであります。今日のいわゆる業者の間にもかかたえずの売春婦に対して非常な温情をもつて遇しておるものもありますけれども、しかしみづからの稼業を非常に恥ずべきものと考えて、昔のこれほど卑下している人は一人もないように思ふのであります。業者の搾取がなくなれば、売春婦は早く金がたまりますから、金さえあればこんな売女は一日も早くやめたいという氣持の女は、まあそういう氣持になつてくれる者が何割あるかといふことはまた別の問題であります。そういう心を持てている人は、早く売春から足を洗うことができるようにならうと思ひます。江戸時代の為政者もこの隠売女そのものよりも、隠売女の楼主というものを非常に重く罰しておるのであります。御定書百箇条の第四十七条を見てみますと、『隠売女。』『踊子共。』『踊子は踊りだした

けが職ではないのでありまして、「踊子は習わぬ芸でよくはやり」という句がありまして、これはもちろん今日の芸の源流をなしたものでありまして、隠売女の一編であります。これは「三箇年之内、新吉原を為取違す、」ということでありまして、三カ年の間奴隷として、いわゆる奴女郎として吉原に下げ、吉原ではこれを入札いたしまして、そして三年間こき使うというのであります。これはさういふひいやり方でありまして、大岡越前守の時に、実はこれは三年となつたのであります。初めは終身であります。それがその解釈をゆるめまして、二年と一日、足かけ三年というふうにしたしました。ところがこの「隠売女」候もの、「踊子を抱置て、致売女」候もの。それをかかえておった者の刑罰は非常に重いのでありまして、「身上に過料之上、百日手鎖にて所え預、隔日封印改、」その過料というのは金財産の三分の二を取り上げるというのですから、今日の五十万円の罰金以上のもののであります。百日手鎖といふのは、手鎖をはめまして、そして家におるのです。この手鎖を金ではめてくれればまだ楽であります。紙ではめられる、それを封印してあります。この封印を破るとひどい目にあうのですから、紙が離れないように毎日こうしておられなければならぬ。飯を食うにも、便所に行くにも、人の手を借りなければならぬといふことにつらさであります。そういうことを百日やらせる。それから諸人、人主、これ大体女術が請人になるのであります。これはやはり「身上に家財三分二取上候程之過料」それからさらにそういう隠売

女を置く家を貸した家主、これをも罰してあります。これは本法案の第八条の趣旨と全く同じであります。それは「身上に過料之上、百日手鎖隔日封印改、」但家主建置候家蔵有之候は、五年之内店賃為相納可申候。地主も同じであります。それが蔵を持つておるだけの家主であるか、あるいは地主であれば、その土地なり家屋なりその人の持つてゐる土地、家屋を五年間取り上げて、その賃借料の地代なり家賃を罰金にかゝると、こういうのであります。それから「五人組。」「名主。」はさういふ隠売女があればそれを直ちに訴えなければならぬといふ触れ書がたびたび出てあります。寛保御触書集成、宝暦御触書集成、天保御触書集成といふものを見ますと、さういふ触れ書がたゞくさん出てありますが、さういふことを知りながらこれを告げなかつた向う三軒両隣の五人組は過料、その名主は重過料であります。その次は非常に複雑な規定であります。が、ここに注意すべきものをもう一つ、二つ読んでみますと、「商物をも出し置、致渡世」候者妻同心せざるに、売女に出し候もの、死罪。「不承知である女房をめぐりに承知させて売女に出した場合にはそれは死罪になる。但飢渴之者。夫婦申合売女為致候迄にて。盗等之悪事無之候は、不及及刑罰」事。江戸時代の為政者はこれだけの親心を持つておったといふことを御承知願ひたいと思ひます。飢渴のために、つまり食えないで売女になつたという者は糾問に及ばない、せんさくしなくともいいいといふことを明文をもつてうたつてあります。「踊子呼寄、売女為致候、料理茶屋等所扱。」これはいわゆ

るみずてん芸者を自分のうちで世話したという待合。さういふ者は所扱——所扱といふのはその町内から強制的に移住せしめられることであります。ただしここで私が必配になりますことが一つござります。それがわが国におけましては、欧米社会におきまうに男子が婦女に対して暴力を用いることを恥とする風習がありません。従つて業者の手を離れて街頭に出ました売春婦が果して安全に約束した売春の対価をおさめ得るかどうかということには非常に問題があると思ひます。江戸時代の公許の遊廓及び岡場所、じごく等におきましては、ひょう客の乱暴者か備へましてトビの者とか、地回りとかいふ一種の自衛隊を相当大勢かかえておりました。終戦後街頭に現われましてはパンパンも多きはアロハのあんなちゃんを持つておつたのであります。かような売春婦に対する暴力の保護者がつきますと、売春婦はまたそれから搾取されるという可能性が多いのであります。業者を追つておりました、この新しい搾取者が現われたのでは何にもならないのであります。本案の提案者はこの点をどうお考えでしらっしゃいますか、御意見を拝聴したいものであります。次に法案の附則の1には「この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する」とありまして、公布の日から施行の日までの間にわづかに三カ月の期間しか設けられておりません。逐条説明書には、この法律の施行を延期いたしましたのは、現に多くの地方公共団体が設けていた売春取締りに関する条例との調整、並びにこの法律において規定いたしました

売春をさせる行為等を現に行なつてゐる者の転向または転業のための機会を与えようといふものであります。と説明しておられます。都道府県の条例との調整をはかるだけなら三カ月の期間で十分であると思ひます。しかし業者及び売春婦に転向または転業の機会を与えようといふにはこの期間は短か過ぎると思ひます。せめて六カ月ないし一カ年の期間を設けるべきではないでしょうか。江戸幕府は吉原に限つて傾城稼業を公許しておりました関係上、明暦二年十月、遊廓を今の中央区元吉原の地から今日のいわゆる台東区浅草たんぼの地に移転せしめるに当りまして、一万五百両という引越料を出して彼らに与えてあります。当時の金一両は米四俵を買い得たのであります。この引越料は現在の約一億五千万円に相当すると思ひます。現在の赤練、青練区域なるものは政府が公許して作つたものではないのであります。それから、同家が彼らの転業に対して賠償を与える義務はないと思ひます。彼らの搾取が非常にひどいのも、いざればこゝういふ運命に立ち至るであらうことを予想して投資したものであるからであらうと私は考へております。しかし改革はできるだけ反動を起さないようにすることが政治の要諦であらうと思ひます。中共政府は軍隊を差し向けて北京の前門外八大胡同の妓樓の樓主どもにあるいは銃殺、あるいは投獄いたしました。売春婦はトラックに積んで授産場へ拉致して行つたといふことではありませんが、こういうことは革命の動乱に乗じなければできないことであります。武断的な幕府ですら何の賠償も与えずに業者に移転を命ずるといふよ

うな乱暴なことはいたしておりません。業者は憎むべきであるかもしれませんが、彼らもまた国民の一員であります。以上、その権利は十分に尊重されねばならないと思ひます。万人が認めて天人ともに許さざる罪人と考えられる者でも、これを弁護する人がなくなつたら、その日からわれわれの基本的人権はなくなるのであります。貧乏国であります日本は、売春婦の転向あるいは業者の転業に対して莫大な国費を支出してやる財力はないのであります。せめて転向、転業の機会を与へる期間だけでももう少し長くしてやつたらどんなものでありましょうか。彼らの困るのを見て快哉を呼ぼうというのは愛情をもつた政治ではなく、憎悪をもつた政治ではないでしようか。この法案が通つてしまえばいいのであります。施行が半年や一年延びたといひました。提案者の素志は十分貫徹されたことと考へます。以上、私は昔の売春制度につきましてはいろいろ研究いたしました。が、現在の売春婦制度につきましては近ごろあまり勉強をいたしておりません。お送りいただきましたパンフレットを通説いたしました。感心いたしました。なおに申し上げただけであります。まことに御粗末な意見で恐縮であります。しかし温故知新といふこともござります。私はただいま申し上げましたことがこの法案を御審議なさいます皆様には何かの御参考となれば幸甚と存じます。○委員長(成瀬清治君) ありがとうございます。次に婦人問題研究所長藤田たき君にお願いをいたします。

○参考人(藤田たき君) 私は藤田たきでございます。

まず結論から申し上げたいと存じます。私はこの売春等処罰法案を全面的に支持し、そうしてその通過が一日も早いことを念願しておるものでござい

ます。カナダのダイセンカーターという人がございしますが、この人が罪と罰という書物を書きました。そうしてその中に、現代の日本が数千の淫売屋を持ち、政府の監督を受けておることは注意すべきだと指摘いたしております。数千でなく万をもつかぞえるところの売春宿が存在しておる。私はあえて政府の監督のもととは申しませんが、黙認せられて存在しておるというこ

と、この事実が私どもは目をおおうことはできません。私どもも近代国家、いやしくも民主国家と考えておりますところの日本にこのようなことがありまして、それが国際的にも指摘せられておるという事実を私どもは考えなければならぬと存じます。去る七月七日のこと、衆議院の法務委員会

で今日と同じように参考人をお呼びになりました。いろいろと参考人が意見を陳述されましたし、また議員諸先生と参考人との間に質疑応答がなされました。私はその速記録を拝見いたしましたのでございしますが、その席上において赤線区域の代表の方が、終戦後公娼が廃止となりまして、それから私どもは営業をいたしませんに当りまして、保安部長の通牒、あるいは次官會議決定の通牒等を受けまして、その指示に従って民主主義的営業をしておるということを述べていられます。あたかも政府の監督のもとと言われても

仕方がないような御発言でございまして。そしてなおその赤線業者の代表の方は言葉を続けられ、死ぬか生きるか、そういった関頭に立っておるころの婦人たちに手を差し伸べて、その人々が生きるころの道を与えるということを非常に誇りにせられ、あたかもその人々に救済の手を出しているかのごときことを言っておられたのでござい

ます。私はその代表の方、また多くの売春業者の中に罪の意識、自分たちは悪いことをしているんだというところの罪の意識というものが全然欠如しているのではないかとさえ思いました。この速記録を讀みまして、私はほんとうに日本の姿、昭和三十年の日本がこれであつていいのだらうかと、ほんとに悲しみ、また苦しまざるを得ませんでした。こういったように女の肉体を材料にして金もうけをすることができるような、また金もうけをすること

を黙認するような、そういった法律の不備というものはさうそく是正されなければなりません。もちろん労働基準法、職業安定法、児童福祉法、その他多くのまた条例等々も存在いたしておりますけれども、売春は罪悪であるとの觀念が確立せられておらないところ

の法の不備というものがすみやかに是正されなければならぬと思ひます。なお、その衆議院の速記録を讀み続けますと、一人の女性の参考人は、自分

は月に十一万円あるいは十二万円をかき集め、それを、かかるに二カ月か少くならなかつたということを言つていられます。また、一人の参考人は、リンパ腺がはれても、もうどうしてもからだ動かなくなるまでは商売

を続けさせられておるということをお話を聞きました。そしてこの白亜の殿堂の中において、たとえば回しを一度とるごとに部屋代をとられているのだというような、そういったことが繰り返えされなければならぬというこの日本の姿というものを、私は一日も早く取り除かなければならぬと、ひしひしと感じたのでござい

ます。私どもの方に先ごろ一人の転落の女性に寄せておられた手紙に、こういうことがございまして、借金の残額が思ったよりも多く、自分は泥沼にのめられることができない、泥沼に足を踏み入れたが、それが腰まで埋め、やがてだんだん胸まで迫ってくる、この泥沼を見つめて、自分のみじめさ、そしてまた自分自身のこの生活の恥かしさというものをつくづく感じておる、何とかしてそこから抜け出させていたきたいということとでござい

ました。こうして女性にたくさんあることと存じます。この女性の場合におきましては、わずかに一、二万の金が必要で、それで済む人がある。おぼろげに落ち込んだのでありますが、この人は出よう出ようともがいていて、のでござい

ます。私は多くの女性がかからだを売りますときに、それが貧困のゆえでありますことはもちろん存じておりますけれども、商業的、組織的売春業者というものがばつこしておりまして、甘言をもつてだまし、すかし、脅迫しかかる醜業につかしておる場合というものが非常に多いとい

うことを私どもの調査の上からも存じておるわけと存じます。私はこうした業者の存在、そしてまた業者をめぐる、

をしてい

わねえ、それと、この白亜の殿堂の中において、たとえば回しを一度とるごとに部屋代をとられているのだというような、そういったことが繰り返えされなければならぬというこの日本の姿というものを、私は一日も早く取り除かなければならぬと、ひしひしと感じたのでござい

ます。私どもの方に先ごろ一人の転落の女性に寄せておられた手紙に、こういうことがございまして、借金の残額が思ったよりも多く、自分は泥沼にのめられることができない、泥沼に足を踏み入れたが、それが腰まで埋め、やがてだんだん胸まで迫ってくる、この泥沼を見つめて、自分のみじめさ、そしてまた自分自身のこの生活の恥かしさというものをつくづく感じておる、何とかしてそこから抜け出させていたきたいということとでござい

ました。こうして女性にたくさんあることと存じます。この女性の場合におきましては、わずかに一、二万の金が必要で、それで済む人がある。おぼろげに落ち込んだのでありますが、この人は出よう出ようともがいていて、のでござい

ます。私は多くの女性がかからだを売りますときに、それが貧困のゆえでありますことはもちろん存じておりますけれども、商業的、組織的売春業者というものがばつこしておりまして、甘言をもつてだまし、すかし、脅迫しかかる醜業につかしておる場合というものが非常に多いとい

うことを私どもの調査の上からも存じておるわけと存じます。私はこうした業者の存在、そしてまた業者をめぐる、

をしてい

わねえ、それと、この白亜の殿堂の中において、たとえば回しを一度とるごとに部屋代をとられているのだというような、そういったことが繰り返えされなければならぬというこの日本の姿というものを、私は一日も早く取り除かなければならぬと、ひしひしと感じたのでござい

ます。私どもの方に先ごろ一人の転落の女性に寄せておられた手紙に、こういうことがございまして、借金の残額が思ったよりも多く、自分は泥沼にのめられることができない、泥沼に足を踏み入れたが、それが腰まで埋め、やがてだんだん胸まで迫ってくる、この泥沼を見つめて、自分のみじめさ、そしてまた自分自身のこの生活の恥かしさというものをつくづく感じておる、何とかしてそこから抜け出させていたきたいということとでござい

ました。こうして女性にたくさんあることと存じます。この女性の場合におきましては、わずかに一、二万の金が必要で、それで済む人がある。おぼろげに落ち込んだのでありますが、この人は出よう出ようともがいていて、のでござい

ます。私は多くの女性がかからだを売りますときに、それが貧困のゆえでありますことはもちろん存じておりますけれども、商業的、組織的売春業者というものがばつこしておりまして、甘言をもつてだまし、すかし、脅迫しかかる醜業につかしておる場合というものが非常に多いとい

うことを私どもの調査の上からも存じておるわけと存じます。私はこうした業者の存在、そしてまた業者をめぐる、

をしてい

わねえ、それと、この白亜の殿堂の中において、たとえば回しを一度とるごとに部屋代をとられているのだというような、そういったことが繰り返えされなければならぬというこの日本の姿というものを、私は一日も早く取り除かなければならぬと、ひしひしと感じたのでござい

ます。私どもの方に先ごろ一人の転落の女性に寄せておられた手紙に、こういうことがございまして、借金の残額が思ったよりも多く、自分は泥沼にのめられることができない、泥沼に足を踏み入れたが、それが腰まで埋め、やがてだんだん胸まで迫ってくる、この泥沼を見つめて、自分のみじめさ、そしてまた自分自身のこの生活の恥かしさというものをつくづく感じておる、何とかしてそこから抜け出させていたきたいということとでござい

ました。こうして女性にたくさんあることと存じます。この女性の場合におきましては、わずかに一、二万の金が必要で、それで済む人がある。おぼろげに落ち込んだのでありますが、この人は出よう出ようともがいていて、のでござい

ます。私は多くの女性がかからだを売りますときに、それが貧困のゆえでありますことはもちろん存じておりますけれども、商業的、組織的売春業者というものがばつこしておりまして、甘言をもつてだまし、すかし、脅迫しかかる醜業につかしておる場合というものが非常に多いとい

うことを私どもの調査の上からも存じておるわけと存じます。私はこうした業者の存在、そしてまた業者をめぐる、

をしてい

わねえ、それと、この白亜の殿堂の中において、たとえば回しを一度とるごとに部屋代をとられているのだというような、そういったことが繰り返えされなければならぬというこの日本の姿というものを、私は一日も早く取り除かなければならぬと、ひしひしと感じたのでござい

ます。私どもの方に先ごろ一人の転落の女性に寄せておられた手紙に、こういうことがございまして、借金の残額が思ったよりも多く、自分は泥沼にのめられることができない、泥沼に足を踏み入れたが、それが腰まで埋め、やがてだんだん胸まで迫ってくる、この泥沼を見つめて、自分のみじめさ、そしてまた自分自身のこの生活の恥かしさというものをつくづく感じておる、何とかしてそこから抜け出させていたきたいということとでござい

ました。こうして女性にたくさんあることと存じます。この女性の場合におきましては、わずかに一、二万の金が必要で、それで済む人がある。おぼろげに落ち込んだのでありますが、この人は出よう出ようともがいていて、のでござい

ます。私は多くの女性がかからだを売りますときに、それが貧困のゆえでありますことはもちろん存じておりますけれども、商業的、組織的売春業者というものがばつこしておりまして、甘言をもつてだまし、すかし、脅迫しかかる醜業につかしておる場合というものが非常に多いとい

うことを私どもの調査の上からも存じておるわけと存じます。私はこうした業者の存在、そしてまた業者をめぐる、

をしてい

います。イギリスにおきましては、一八八六年に世界に先いたしまして売笑制度を全廃いたしました。現在は刑法をもつて取締り、売春のあつせん、娼家の経営、資金の提供など、第三者の行為について、罰金、禁固、懲役及び管刑——等を打つところの刑を科しております。本人の売春については、直接取締りの対象とはいはしておりませんけれども、風俗を乱すときに罰せられます。たとえば袖を引き、そしてまたいろいろといかがわしいことをいましては、同じように無頼漢また浮浪人として処断することがあります。このように申し上げましたら時間も経過いたしますので、ただ一つ、もう一つフランスにおきましては、第三者に対しては禁固、罰金をもつて臨んでおります。しかし一九四六年に制度的な売春というものを全廃いたしました。業者をしてそれから退かせましたが、そのときに補償金の交付というものはございせんでした。このように、肉体的に見ましても、日本といはしましては、すみやかに今までの行き方を改めていかなければ、国際社会の仲間入りができないのだと存じます。

次に、この法案に對しましていろいろ言われておりますことの最も大きいことは、この法案に對する裏づけとなるところの社会保障制度の確立を待たなければならぬ、予算を伴つたところの政府案でなければだめだという言葉をございます。日本の国は貧しうございます。日本の国の貧しさというものは社会保障制度の歩みをおくらせております。とは申しますが、これとも戦後幾分の進歩はいたしております。一、二の例を申しますと、昭和十七年制定せられました、母子福祉資金の貸付等に関する法律ができました。結果、母子福祉資金の貸付が昭和十八年の四月以来続行行われており、毎年十数億の金が未亡人母子のために流され、その成績にも相当するべきものがあると思ひます。また生活保護法によるところの援助はもとに僅少の額ではありましようが、これは予算に制限されず、必要な人数のある限り支給されなければならぬ建前でございます。生活保護法によつて救われるということも大いにあり得るのであります。私の会いました横須賀の夜の女は、いわゆる子煩悩の人であります。またよき妻と自分で考へていたのでございますが、夫にわかれまして後、その一人子の教育のために転落したという、そしてむすこには自分の仕事は隠して、良家のむすこであるかのごとき服装をさせ、雇い人をつけて学校の近くに住まわしておりましたが、この女性が一番の苦しみというものは、むすこが自分の商売をかぎつけたらということでございます。この恐怖に襲われておるところのこの女性は、すみやかなる転業を希望したしたのでございます。私は、こういう人に対して生活保護法ももちろんございしますが、よき職業を見つけた、いなこの人々のため職業につかせる能力をつちかちやるといふことが必要なことであると存じます。幸い職業安定法は無差別に職を求める者に対し職業のあつせんをしなければならぬところの義務を持っております。失業者がまたにあふれてゐる今日、そんなことがと一口に言う方もございましようけれども、失業者に職を与えるということは国家の至上の務めでございます。私は先生方の御努力、御尽力によつてこれらはなされ得ることであると思ひます。また私の公民としての短い経験ではございしますが、日本においては法律が制定されましたとき、予算の確保が比較的容易となるのであると存じます。現に先ごろの法務委員会、労働委員会の席上において、政府当局は売春等処罰法案成立の際には、その実施のため万全を尽すことを約束をいたしておりました。厚生省は更生保護、婦人相談所の設立等について言及されましたし、労働省は同じ婦人少年室に設けられるところの婦人相談所、また、すでに昭和二十九年、三十年にわたる女子就職助成資金を要請したということについて、なおその上の努力をすることを約束いたしました。この転落直前の者、また転落はしたが更生を誓うところの女性に職業訓練、生活資金等々を貸し付ける、これが就職助成資金でございしますが、この予算が二十九年度三十年度において成立したことがむずかしかったところのおもな理由は、売春等処罰法案がこれまでに流れて参りました、通過してないことにありましたが、これは、先生方の御承知のことであると存じます。売春禁止法通過であることがすみやかに成立するものであることを国民は期待していることと存じます。先ごろ某県で女性三百余名、いわゆる売春婦たち三百余名を集めまして、いろいろと調査をいたしました。その中の七〇％は転業を希望いたしました。日本の国の売春婦は外国のそれと大いに異り、性格異

常的な人がきわめて少く、貧乏の転落、そして前借に縛られ、その身を何とか更生したいと望んでゐるところのものでございしますから、私はこういった方面の解決というものがよりたやすいのではないかと存するのでございします。

私たちは売春は悪であるとの考え方確立しなければならぬと存じます。自分が自分のからだを売るのがなぜ悪い、勝手ではないか、一応もつとも聞えますが、近代社会においては人間は正業、正しい仕事を持つて生きなければならぬのです。自分の金で賭博をする、それがなぜ悪い、その心は悪と断じ、その悪徳からのがれ出ようとする人々に万全の更生の道を政府はこぞつて、国民がこぞつて開こうとするときに、私は決してこの問題は解決できないことではないと存じます。そして女の肉体を犠牲として金もうけの道をとる人たちが、それが恥すべきものであるとのその考え方を持つようになるためにも、この処罰法が一日も早く成立することが願われます。先に引用したダイヤモンドはさらにこう申しました。売春制度は必要な社会悪であるというは俗物の言葉である、人類は改良されなければならぬ、そしてまた人類は改良せられ得るところの力を持つものである。というようなことを申しているのをごさいます。私はこの高い理想の前にたがたきを克服して進んで行かなければならぬと存じまして、時間が短く、いろいろ申し上げたいことも意見を尽しませんが、何らかの御参考になれば幸いと思ひます。

○委員長(成瀬權治君) ありがとうございます。次は読売新聞社副主筆松尾邦之助君にお願いいたします。

○松尾邦之助君 私は新聞社の人間でございます。非常に自由に発言できる立場にありますので、いろいろのことを思ひ切つて申し上げますが、ここにいらつしやる議員の方は選挙民というひもを持つてゐるし、また業者が何か策するとか、そういう面がいろいろあるし、それからその他こういう運動をやつてゐる御婦人方でも、たとえばこういうことに反對する一切の人間は何か非常に悪人だという宗教的な感覚を持つていらつしやるのではないかと、私にこころにうつつかり。そういうわけで、私もここにうつつかりこの法案に反對するとも言われないし、賛成するとも言われない、これはそのうつつかり言えるほど簡単な問題ではないと思ひます。なぜかという、かりに私がここに來て反對するとすれば、この反對したことに対する非常な責任者になり、またこれを非常な熱情的な、今藤田さんがおつしやつたような神様のような清い純粋な感情で押し進めていった場合に、その法律から出る一切のいろいろなたとえば反動とか、あるいは矛盾した面とか、あるいはその行き過ぎからくるいわゆる別な意味の社会悪、別個の偽善的な面における人間のいろいろ内部のからくり、そういう一切がかりに非常に悪い結果をなしたときに、果してどれだけの責任がとれるか。だからこれをすすめる方も、たとへばこれに對して批判する人も重大な責任を持つべきじゃないかと思ひます。

実はここへ来る前に、きのうでしたか、私の前にいる近藤日出造君と冗談のような話をしたのですが、この法案が通ると、松尾君日本ではおめかけさんが非常に安く買えるようになり、おめかけさんの相場がうんと下つちやう、こういうことを笑いながら言ったのですが、もちろんおめかけさんとオナリーとかということになると、いわゆる合法的な意味になつてくる。要するに許されて、法を犯さない売春をすることになる。それでまあたとえば待合とか、要するに金を持ったら階級の奥の院の方は手がつけられずに、結局貧しい階級の女が犠牲になる。そうして同時に合法的だということを利用していわゆる安いおめかけさんが全日本にははんするだろう。

先ほど同学院大学の先生もおっしゃったように私はこの法案から出てくるものも反動とか、また今の日本がヨーロッパ社会と比べてはつきり言え反近代的な、封建的な社会にある。ですからあらゆる意味でインテリがはびこる。たとえばこの議會をみて、きよりの開会にしても一時間人も待たせる、こういうアラビヤ的な、まだ文化的な感覚を一切持っていないのに、こういう西洋でやつた法律が日本に必ずいい結果を得るというとは私は保証できないと思う。もう一つは政治家の諸君の一つ錯覚があると思う、何でも法律さえ出せば世の中が治まるという。私の家の近くに警視庁の標語が出た。犯罪なくして明るい社会とあります。なるほど犯罪をなくすれば明るい社会が出る。がしかし犯罪をなくしたことによって明るい社会が出るとは私は思わない。明るい社会を

作れば犯罪がなくなる、なくならんまでも少くとも犯罪が少くなる。こういった問題を考へて、私は政治の及ぶ範囲というものが人間の性に問題に少し立ち入り過ぎたときに、必ずそういう矛盾をいろいろの意味で暴露するんじゃないかと思う。ですから議會で法律さえ作れば何でもできるという、そういう錯覚が非常に危ないものじゃないかと思う。たとえば今マンボといふ踊りがはやっているとか、非常に悪い本がはやっているとか、これは大きな社会問題であつて、何とかしてこれをなくさなくちゃならぬといかにいきましても、どうして今若者がマンボを踊るようになったか、どうして悪い書物が流れるようになったか、これをさかのぼって分析してみると、そこには非常に大きな社会的な悪があつて、その社会悪というものがそういうものに対する大きな原因になつていゝるんじゃないかと思ひます。だから個人の悪を責める前に社会が非常な罪惡を犯しているといふことを考へなければならぬ。

それからまたこの売春禁止法にしても私は一応読んでおりますし、私の社でも社説を書いて、きょう私がこでお話をすることも大体その社説に沿つてやるわけですが、今の日本の状態ではこの売春禁止法を出すというとは非常にけつこうなことで、私も大いに何とかこれでは日本の社会が正常化して、大部分の貧しい女が救われるならば私も大賛成です。しかし果してこれができるといふことが、それから今言つたように日本が西洋の国と比較できないといふことです。私はヨーロッパに二十何年おつたのですが、感覚的にあらゆる面で日本は反近代的な、封建

的なものを持つてゐる。たとえば私は最近榎本真砂夫という人の書いた「女の旅」という本を見た。これは全世界の売春史を書いてゐるのですが、ほとんど大部分のページが日本の売春の歴史を書いてあります。ただいま同学院大学の先生からお話になつたことも全部その中に書いてある。それを讀むと私たちが非常に憤慨せざるを得ないことは、仏教が入つてから建武の中興とかいふいろいろな時代、あゝいう時代、それから徳川時代を経て今日に至るまで日本の男性がいかに横暴で、あらゆる意味で女性というものをコンマ以下に投げ込んでいたといふ長い歴史だと思ふのです。要するに千何百年といふ間のわれわれ男性が常に女性をコンマ以下の存在としていつつも扱つておる。これがあらゆるわれわれの生活の中にしみ込んでいる。今現在でもそうだ。この間近藤日出造が鹿児島に行つてびっくりしたのですが、いろいろな意味で、たとえば男は必ず女よりも先にお風呂に入るとか、それから焼香をする場合でも東京でもそうですが、未亡人は決して先に焼香をしない。長男がやつたり次男がやつたり、男がやつてから最後に女が焼香すると、こういつたようものをすべてコンマ以下に取り扱つておる。それも今から何百年も前の話ならともかく、現在われわれの生活にさへ残つてゐる。これが一つの感覚のよくなものになつてゐると思ふ。こういうものがあつて、そこにこの売春禁止法が行つたならば、何か木に竹を縫いだやうな気がする。そこに何か時代を無視したやうなものがある。

そういうわけで、私はこれに反対するものじゃないのですが、日本ではフランスとかスイスとかいろいろな例を今藤田さんがあげたのですが、われわれの国はそういう国と比較になるような経済状態ではないといふこと、これを頭に置くべきである。そうして精神的にもわれわれの国がいかに封建的な古いワタの中に入つておるか、これを頭に置かないといふこともないことになつてゐると思ふ。国際連合に入つたために日本がこういうことをやらなかつた文化国としてもおかしい話だと、こういうだけの理由じゃないかと思ふ。われわれの国の外郭が整つていて、内部にこうしてはとんど前近代的なものが至るところにあるとすれば非常にこつけないところだと私は思ふ。また日本の貧困ですが、これも私は全世界を大旅行してきて、このくらい貧しい国はないのです。そうして、そればかりじゃなく、日本ほど貧しいといふことに何か一種のあきらめの感情を持つてゐる国はない。何かフランス語でいうとレジスタンスといふものが一つもない。これは長い間徳川時代からずっと女を非常にいたげた歴史を持つてゐながら、いまだかつて徳川時代から今日に至るまで、人民が事足つて豊かな非常にほらかな時代があつたか、一つもないのです。ほとんど歴史の大部分が貧しい者を圧迫した歴史だと思ふ。そうして常に金を持った連中がこの法律の陰に隠れてあらゆる罪惡を犯して、しかもその罪惡が合法的であつた、こういう歴史ではないかと思ふ。われわれの実際自分の歴史を讀んでみて、これはいわゆる官製の歴史には書いてないのですが、ほんとう

の日本の民族の歴史を見てごらんない。実際恥かしくなるようなことしかない。これがヨーロッパの文明諸国に並んでゐるところはそれはただ表面だけで、われわれの内も外も全部私はまだ近代に至らない、前近代的な容貌を持つた国だと思ふのです。

そういうわけで、私はこの法案の詳細についてここで論ずる時間がありませんが、どうもたとへば第二条にある、売春の定義です。これも法律として、法律のことばかり考へてゐる人には何か非常に妥当らしいことと思ふのですが、これをもう一べん人間性という面から考へてみたときに、私は非常に定義がこつていゝだと思ふのです。大体不特定という字がおかしな話で、今言つたように特定ならめかけでもその他一切のオナリーでも合法的だから許されると、不特定な場合といふことは最も条件の悪い貧困な人間の場合だと私は思ふのです。それで、あそこまの法律の文章は、法律というものはなほよくぼんやり書いた方があとで都合がいいといふ、権力者からいへばそうかもしれないが、何か非常に正体の知れないぼんやりした定義がなされておる。ここからいろいろの誤解が生れてくるのじゃないかと私は思ふのです。

ですから、まあそんならどうしたらいいかといふ具体的な問題になつてくるのです。そうすると、私はいわゆる嚴罰で恐怖を与えて世の中を肅正するといふ線は、いわゆる大部分の政治家諸君が考へることかもしれないが、こういうことによつてわれわれの過去にいくつもの多くの犯罪を犯してきたか、たとえば日本を軍国主義にもつて

きたのも、われわれの国を封建的な無知な民衆を利用してばかな戦争にもつていったのも、全部政治家がこういつた国民の反近代性というか、そういう無知を利用して徳川時代にやったことの継続だと僕は思うのです。そういうようなことを考えてみますと、この法律でやるというこはいかにたまたやうい方法だと思ふのです。しかし、ううものの中に裏があつて、その裏の持つ多くの社会悪、陰謀でそうして偽善的な面を忘れることはできないと思ふ。そういうことを考慮に入れてこの法案を作るべきじゃないかと思ふ。たとえ私は最近新小岩へ行きまして、あの新小岩の小学校の近所に売春屋がずらりと並んでいて、螢光灯が何かともし、女がなまめかしい風をして往來に並んでいる。このような姿は、ヨーロッパの五流国が六流国へ行つても、ちよつと見られない風景だと思ふ。子供が見てもすぐわかる、そういう目立つような学校に近い、こういう目立つような制度が何で残っているか。これは私は少くとも人間の肉體に關する自然の現象というものは、幾ら圧迫したって、私は抜け道があると思ふが、少くともあんなものを往來の人に見えるようなところへ出して恥じない、こういうことはもつと私は嚴重に取締りをすべきじゃないか。私の住んでいるところは加藤シヅエさんのいらっしゃる大田区なんです、あの本門寺の近くにやはり何か売春の、何か赤線区域が何か作ろうとして反対したのですが、こういう点では私はもつと思ひ切つて猛烈な反対運動をすべきじゃないかと思ふのです。もちろん私の言うのは、根本的な人間的な問題でなかなかにこの法律ではできないといつても、少くとも教育の問題といふことは重大だと思ふのです。私は娘を持つてゐるのですが、實際あらゆる意味で私たちの社会が、私がどんなに熱心な教育をしても、表へ一步出たら、全部これが破壊せられるといふことを感ずるのです。だから思ひ切つて学校でもやめさせようといふくらい、實際恐怖心を感じるくらい日本の社会といふものは、無責任きまるものをああいふ純潔な娘の前に暴露して、ここのことを考えても、私は日本は日本としての社会の条件を考慮して法文を作るべきだと思ふ。何かフランスやイギリスやアメリカもどうだこ

うだといふことは、私はこれは参考になるだけで、そうだからわれわれがやらなくちゃならぬといふことはどこにあるかと思ふ。自分を忘れてゐることがあまりにはなはだしいと思ふ。法律案の第四條に、業者を取り締る、これは私も徹底的にやる方がいゝと思ふ。これは徹底的にやると、あと代案があるかといふことになるのですが、今の状態からいふと、今のうちに反封建的な、そうして女といふものはまるで人間のかすみにたいに考へてゐるような思想が男の中にある限り、私はここの持つ陰險さといふことを考へる。ですからここのことを残すとしたら、不幸なことになつてしまふ。ちよつとフランスが一九四六年の売春禁止法のあるる弊害が出てきまして、きのう私はフランスの新聞記者と一緒に街を歩いておりました、たまたま私がきょうここに來る話をしましたら、フランスはあの一九四六年の売春禁止法が出てから八〇%花柳病

がふえた。それであのパスツール病院の博士が非常に憤慨してゐる、またその他何とかして昔のようなああいふ惡所通いをするといふ印象を与える淫窟窟はやめた方がいい。少くとも病気のコントロールのできる、そうしてまたそこへ行く人が何か悪いことをするやうな陰險な暗い氣持で行かないやうな、ほかから淫窟窟といふとおかしいのですが、そういうものを作らないければいかぬといふことが新聞に最近出てゐる。今言つた八〇%といふのは、そだろつと言つたら、うそじゃない、いつも証書類を見せるからと言つておりました、これはうそじゃないと思ふ。ここのうそにこのことは表面だけの問題じゃなくて裏面がある。そうして人間性に関係してゐるだけに非常にデリケートなものだといふことを頭に置いていただきたい。

それから今言つたように仲介者の嚴罰なんです、仲介者は今言つたやうに性格的に封建的なものを持つてゐる。これから死ぬか生きるかといふ者を救うといふやうなことは、非常に偽善的な表現で、おそらくあの商売をしてゐる人がそんなヒューマニテイで行動してゐると思ふ。そういう者の持つてゐる惡を除去する方法は幾らでもあると思ふ。

それからもう一つは、警察が今度のこの法案が出てから一体何をやるだらうか、私は警視庁の相当えらい人にも會つて話をしたのですが、一体これをどうしてコントロールするか、取締りはほとんどむづかしい、私はそう思ふ。社会といふものは矛盾だらけです、裏はあるし、一体どうしてこれを取り締るかといふことなんです。私は一昨年からその前の年に平林たい子さんとパリに行きまして、フランスのそういう淫窟窟を見てきたのですが、昔はパリに三百何軒かの女郎屋といふものがあつた。ところが今は全部閉止されて、学生の合宿所になつた。街は非常に清浄化したといふことになつてゐるのですが、そんなら売春婦がなくなつたかといふと、パリ全体で警視庁の調べで、少くとも六万人以上の女が彷徨してゐる。私の事務所がパリのオペラの近くにあるが、屋間でもその附近に女が四、五人ゐる。みんなしろつと服を装をしていて売春婦とわからないが、これが全部売春婦なんです。ここのうそ、しかも警察はこれをどうにも手がつけられない。要するに個人の人格といふものが徹底してゐるフランスです、から、その女が男と歩いてゐるところを見て、ちよつと来いといふわけにゆかない。それからいふやうな現行犯といふことにしても、客引きをやつたといふはつきりした証拠がない限り、その女は必ず巡査にこれは私の恋人です、……、恋人と言へば、どうにもならぬ。ですから先生らの病氣を調べるのができない。ここのやうな状態で、非常に私はああいふことによつて、い

わゆるパリの女郎屋がなくなつたといふ一つの美しい面の裏に、そういう別

たことがない。子供の映画館が一つもできていない。それから性教育映画を見たりして、日本人の若い層が悪いことをしているということになっておりますが、これはヨーロッパの知識でそのまま考えたからおかしな話だと思つて、われわれの住んでいる家の構造を見て、あらんない。私自身の告白ですが、私は貧乏家に生れたのじゃなくて非常にしあわせな家ですが、それにしても田舎で生れたあのおふさま、障子隔てて自分のお父さんやお母さんが寝ている。そのためにあらゆる意味でいろいろなものまで簡抜けですよ。大体隣りのもの音が全部簡抜けする家は世界にないと思つて。こういうところから子供の性的な興奮がある。そういう家の構造さえも非常に原始的な人間の、たとえば性的問題を隔離するだけの設備もできない日本の状態、こういうものを放つちやうかして、悪い本を焼きさすればいい、そういうような考え方も私は本末も顛倒しているのじゃないかと思つて。こういうところを矛盾をばらんで、私はこれを出したあとでやらないと、私はこれを出したあとのおそろべき結果に対してこれを出す人の責任感を一つ追及したいと思つて、またこれに対してはさらに反対する向きもこういうことを反対するについて、はどれだけの責任を持ってやるのか、こういうことを考えてみると、うっかりこれははつきり簡単に反対するとか、賛成するとかいうことは言えないと思つて。いろいろ条件を考へて、そして日本の社会にそぐうような調和のとれた非常にしんぼう強く社会のいろいろな層の生活水準の問題とか、こういうものを全部とらえて非常に慎重にやらないと、こつけないものになるのじゃないかと私は思つて。日本の貧困なども外国の貧困の場合と比べて、日本の方をひどい国と言いました、大体ニューヨークにさえなれない生活保護を受けている者、ないしは受けなければならぬ者は人口の何パーセント、約一千万ぐらいいるのです。そして長い間の専制政治に圧迫されて、貧乏ないしは自分の幸福に対する欲求が麻痺している。だから何のレジスタンスもない、無抵抗ないわゆる民草をたくさん作つておる。こういう状態から見れば、必進な収入がどれくらいということをやフランス、アメリカ、イギリスと比べても無意味だと思つて。そういうようなことから考へてみても、まあ数字的に見ても悲惨な状態なんです。この間映画館で常磐炭鉱のあの貧しい階級のボロ屋敷を見て、あの中にいる子供やおかみさんが飯が食えずに泣き、身を売つたというニュース映画を見たのであります。が、ああいう貧民窟の状況はこれは全国にたくさんあると思つて。組合組織もほとんどできていない、労働基準法も法律だけで實際守られていない、こういう状態のものが全国に満ち満ちていて、日本で、人道主義とか、個人の権威だとかいうことばかり考へてやったら、何か宙に浮び上つたようなものになるのじゃないかという心配を私は持つてゐるのです。

長くなりましてから、これで失礼いたします。
○委員長(成瀬権治君) ありがとうございます。次に、東京慈恵会医科大学教授石川光昭君にお願ひいたします。
○参事人(石川光昭君) 数年前に、私は国立病院の特別会計制度の問題の論議に關連しまして、ちょうどこの議場におきまして公述人として意見を述べたことがあるのであります。参考人として呼びにあげたのは今回が初めてでありまして、参考人が何かまとまつた意見を申し述べるものであるということをはっきりと拝聴いたしてございまして、初めに述べたような次第でございまして、本日はまとまつた意見を有意義に参りませうと、ただ簡単に私の思ひついた事柄を申し上げまして御参考に供したいと存する次第であります。

この瘡癩とか、瘡癩婦とかいふ問題は、申すまでもなく医学の關連におきまして意義を生じますのは、それが性病の蔓延の問題と深く關連してあるところ、主としてであると思つて、賢人が、瘡癩婦といふものは宮殿の便所のようであると思つた、その本に書いてあるものであります。まことに一面の真理をうかが得て、と思つております。そこでたゞいま問題になつておりますような、法的に瘡癩を処罰するといふようなことによりまして、真実に全面的にいふものをなすことが出来るかどうかということにかかると、便所が近代生活におきまして、だんだんと水洗便所になる、臭気もそうわれわれの生活をおびやかすほどでなくなつてくるかといふことと同じように、やはり瘡癩婦の問題といふことも、その生活、社会組織なり、文化の進歩なりに歩調を合せてその形態を変え、またそれから発生するところの害毒を少くするようにするといふふうな考へるということが、やはりわれわれの考へ方の基本的ものではなからうかと、こういうふうには考へて、こゝに法律が實現されるということ、は、まず医学の立場から見れば望ましいことではないかと考へるのであります。

その根拠になるような二、三の事柄を申し上げます。第一には、性病の蔓延という問題であります。御承知ではあります。けれども、わが国におきましては、いわゆる医学の研究的な面は非常に進歩をしておる。しかしながら、予防公衆衛生という側面においては劣つておる。その性病の蔓延の問題にも見られるのであります。数字的に見れば、先ほど申し上げました性病自害などに掲げられておるところから、もちろん数字の真実との距離の問題、そういう調査が現わすところの事柄が果して実態そのものであるかどうかということについては、これはいづれの調査におきましても、それはさうであると思つて、ことに性病に關する調査におきまして、いろいろの困難があるもので、さういふ資料は一つの参考として判断をするといふ意義を持つものである。が、妥當であると思つて、二、三拾つてみますと、一般の梅毒にかかつておる割合といふものは、血清検査の結果に徴しますと四・六％、これに基いて全国の梅毒患者の数を推定いたしますと、約三百八十八万人といふのであります。そのほか御承知の通り性病と申しますと、現在わが国の法律において対象になつておるものには、淋病、軟性下疳、鼠蹊淋、巴肉芽腫病とこの梅毒を加えて四種類あるわけでありまして、その中で最も重要な意味を持つのがもちろんこの梅毒であります。その梅毒が、かような程度に蔓延をしており、そしてその梅毒によつてこうむるところのわれわれの被害は、どういふ面に現れるかと申しますと、第一には乳幼児の死亡の原因として、梅毒が重要な意味を持つことは、今日だれでも常識的に知つておるところであります。それから、脳梅毒つまり精液病の原因となつて、あるいは循環系の血管や心臓の病氣となつて現れる、いろいろな形をとつてして人体を悩ますところの最もおそろべき、いわゆる社会的の疾患であるのであります。で、わが国は先ほど申し上げましたような数字が示しますところから推定いたしますと、今日でもこの梅毒の被害を相當にひどい程度にこゝろを占めておる。これは先ほど新聞の先生が言われた通り、必ずしも外国と比較するといふことが重要な意味を持つとも考へませんけれども、これを外国に比べてみても、やはりまだ外国文明諸国の数字よりも高い数字を示しておる。東海の君子国は必ずしもいふゆる君子国ではないといふことを、この辺にも片りんを見ることが出来るわけであるかと思つて、さういふ状態が要するに相當にひどい。そしてこれを外国の例などに徴しますと、もつとこれを減らすことができるものである。従つて、その減らすことに役

立つような方法を示すというものは、われわれ医学に關与する者の立場としては、これをあくまでも支持するというのが当然の立場であるように思うのであります。

それから第二に問題になりますのは、それから第三に問題になりますのは、性病の蔓延という問題の中にどういふ役割を演じておられるかということが起つてくるのであります。これに關しまして厚生省の調査した資料によりますと、性病を伝染されてくる者の七五％は売笑婦からであるということになつておるのであります。この数字そのものが、端的にあらゆる地域社会あるいは階層の性病獲得のルートとしての売笑婦の意義を現わしておるというふうにも考へることもできませんけれども、先ほど申しましたように、やはりこれも一つの真実の姿を示唆する資料として考へますと、やはり売笑婦というものがわが国の性病の蔓延のルートとして非常に大きな役割を演じておるということとは推定するにたかくないと思ふのであります。そこでこの性病の蔓延の源となつてくる売笑婦という事柄、あるいは売笑婦という人、そういうものをこの売笑禁止法によつて減らすことができる、もちろん先ほど来る申し述べられておりますように、一片の法律でもって万事が解決するとはわれわれ医学に關与しております者でも考へない。それにはいろいろな経済的な、社会的な問題がからむ。従つてここに大きく政治が作用しなければならぬということとはわかるのであります。とにかく法の問題に限定して考へましても、それがそういうことに役立つならば、やはりよいものであると考へ

えてよろしいと思ふのであります。

それから第三番目には、性病を世の中から減らす、つまり性病の対策として、昔はどの国でも、欧米諸国におきましても、いわゆる売笑婦というものを対象として施設、法規を定め、行なつてきておつたのであります。二十世紀の初めのころに北歐の三国、スエーデン、ノルウェーというやうな国におきまして、売笑婦を対象とするだけではないに、一般社会の性病の患者を減少することによつて、社会から著しく性病の患者を減少することができるといふことを実証いたしました。かつまた、諸国が長い間努めておりましたところの売笑婦を対象とするところの性病対策というものが効果がないものであるといふことが経験されておるものがあるといふやうなところから、多くの国がつまり売笑婦を対象とする性病対策より一般社会の患者を対象とするところの対策へと転換をしたのであります。わが国におきましては、終戦後の性病予防法におきましては、そういう一般社会の人もその方の対象として考へられておるのであります。そこにおきましてはやはりわが国と同じやうな、その原理におきましては転換をしたのであります。ところが、先ほどからお話もありましたやうに、いろいろの点において西歐諸国の人々とは違ふ。社会の構造も違ふし、感覚も違ふし、考へ方も違ふとか、いろいろなことがありまして、まだそれが望ましい程度に実行されておらないといふのが現実であると思ふのであります。そこで、この売笑婦というものは、先ほど申しましたやうに、花柳病の伝

染の源として大きな役割を演じておるものである。そうしてその罹患率はおよそ二〇％にも達するといふやうなところが厚生省の統計によつて示されておるところであります。ですから、少くとも売笑婦というものを認めて、そうしてそれに対して検診なり医学的方法のある程度売笑婦を対象とするところの方法として行つていくことが、必ずしも社会の性病を減少することには大きく役立つとは考へられないのであります。むしろ売笑婦であっても何であつても、とにかく性病の患者である者は、その個人の責任において、あるいはわれわれ社会の責任においてこれを治療し、そうしてまたその蔓延を防止するといふ方法をとらなければならぬといふのが、今日の社会医学者の考へるところであるわけでありまう。かように考へて参りますと、売笑といふものが法的に認められなくなるといふことの方が——ほかのいろいろなそれによつて派生される問題といふものは私の考慮から除きまして、医学的な立場から申しますと、それによつて失われるところがあるとしても、むしろそれによつて得るところの方が多くなるであらうといふ見解を私は抱くものであるといふことを申し上げたいと思つたのであります。

さつき申しましたやうに、何もまゝめて参りませんでしたので、大へんお聞き苦しかったことと思ひますが、いづれ御質問等がありましたら、後刻お答え申し上げます。足らないところを補ひたいと考へております。

○委員長(成瀬福治君) ありがとうございます。

以上で午前中に予定して参りました。

四名の参考人の意見の開陳が終りました。以上参考人に対し御質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○一松定吉君 石川さんの今の結論がちょっとわからなかつたのですが、性病が蔓延するおそれがあるのだから、むしろ売笑婦を取り締らない方がいいんだと聞いたやうですが、あるいはそうでなかつたのか、この結論だけちょっと聞きたい。

○参考人(石川光昭君) それは私の申し上げました意味は、売笑婦なら売笑婦というものが一つの性病の感染の大きな源として働いてゐる。しかしながらそれだけを取り締つてみたところで世の中の性病というものは著しく減つてはこないのだ。だから性病の対策としては、これらを含めた世の中一般の性病患者を対象とするのがよろしいのである。こゝういふ意味なのです。

○一松定吉君 そこで、売笑という制度はどちらがいいと……

○参考人(石川光昭君) 私は、つまり売笑の存在によつて、それを監督することによつて性病というものを根絶できなないものであるならば、その観点からやはりその制度を伸ばして一つの医学的な監視を強化することが一つ……

○一松定吉君 売笑婦は残した方が……

○参考人(石川光昭君) 現在の世の中の考へ方は、それを対象とするのでなくて、むしろ世の中一般の患者を対象とするのがよろしいといふところに進んでおる。それを除外するといふのでなくて、含めて、たとえば今の統計に出ておる七五％といふのは少し大き過ぎるのじゃないかと思ひますが、とにかく売笑婦というものをから

病氣をもらつてくるというものは非常に多い。しかしながら、まだかなりの部分といふものは売笑婦以外のものからやはり病氣をもらつてくる、これは現実の事実なのであります。そして調査の場合なんか、おそらくは売笑婦からもらつてきたといふことは白状しやすいといふまでも、そうでない場合にはなかなかこれを現わすことがむづかしいといふこともあるのじゃないか。そういふやうな事情を考へてみますと、やはり何といひますか、やみといひますか、とにかく売笑の方でなところの人間の關係から病氣が蔓延するといふところが相當あるのじゃないかと、こゝ考へるのであります。そのことは医学の歴史を調べてみても、梅毒なら梅毒といふものがある国、ある社会に入りまうといふと、非常に勢いで社会に蔓延する、これは歴史的にも証明されてゐる事実なんです。そういうことは一面、そういうものの蔓延といふものは売笑婦なら売笑婦だけのものではなからうといふことを推定する一つの根拠になるのじゃないかと。

○一松定吉君 そこで伺ひたいのは、売笑を禁止してもそういうやうな梅毒とか淋病とかいふものはなかなか少くならぬのだ、ほかの方面からそういう蔓延があるのだ、そこで売淫がどうです、その結論のところだけ。

○参考人(石川光昭君) ですから、売淫といふことはむしろ禁止して、そして対社会的な性病対策をもつと強化するといふところが本筋であらうといふのが私の考へなんです。

○中山福藏君 私ちやつと瀬川さんとそれから説苑新聞の副主筆の方に、ま

て、十分安心をしたのですが、そういうふうにはこの法案に対してとにかく賛成はしているのだと、反対はしていないんだ、しかしまあこの法案の実施した結果が心配なんだ、もう少しこの法案の内容について――だからまあ趣旨には賛成だと、こういうふうにお伺いしたのですが、それでありましたら、一つ建設的な内容でどの程度に一体いけなしか、どの程度ならいいか、さっき言った批判、瀧川先生もはっきりおっしゃっておりましたが、そういうような点も伺えましてら。

○参考人(松尾邦之助君) 私も大体、瀧川さんの考え方と私の考えてきたことと偶然に一致したわけですが、結局業者の方を集中的に監督したらどうか。これを業者を罰するということと売春とは何かくっついているから離すのはおかしい、矛盾したようなものですが、あの業者の露骨な弱者を搾取するという線をくずしていくことが一番最初のとらなければならぬ問題じゃないかと思う。そこに集中していった方がやはりいいという気がするのですが。

○藤原道子君 私も松尾さんにお伺いしたいのです。先ほど来教育的な面から非常に憂えておいでになった。私もそこに根本があるわけであります。で、このごろ非常に子供たちの間にすら性行為が行われている。そういうものを見ると、あの青線であるとかあのあした露骨な性行為、こういうものが非常に重心を傷つけ、あるいは思春期の子供を刺戟して、そういう方向へかり立てておる、こういう点についても非常に憂えておる。そうしてまた

いわれており、すなわち、これを全
部救うような社会保障制度を作つてか
らにしろ、ここに一つ御理解願ひたいこ
とは、いわゆる売春の本職で、売
春しなければ食えないとしている者は
赤線とそれからペンパンでございま
す。あとは売春予備軍といひましょ
うか、内職の売春なんです。ですから、売
春が悪であるということになれば、芸
者であるとか、カフェーの女給さんで
あるとか、ダンサーであるとかある
いは飲食店の女給さんであるとかい
うものはおいおい本職に立ち帰る、
立ち帰らせなければならぬ、こうい
うことで、ここで処罰の対象になるも
のはわずかに五、六万ないし多く見ま
して、特飲を入れましても十万という
ものでございいます。それから吉原からわ
れわたるところに逃げてきた子供の状
態では、全部が施設に入れなければな
らない子供でなくて、五人参りました
が、施設にお世話になったのは一人で
ございいます。あとはそれぞれ片がつき
ました。そういう事情でございいますか
ら、一つお考えをいただきたいと思
います。

○赤松常子君　私も松尾先生にちよつ
と伺いたいと思ひます。さつき先生の
お言葉の中に、日本の今の社会状態に
おいて、この現実において売春処罰法
を作るということは、木に竹を継いだ
ようなこつけいさが感じられるとおつ
しやつたが、私ももちろんこの法律
を作る前に、農村の貧困に十分なる対
策をいたしまして、そうしてそこから
流れ出る女子を救う道、これも一応は
考へてそうしてそこに一時資金の貸付
制度を考へてから考へるべきでござい

国はだらしない国だということを言いますが、あすこに私は住んでおったけれど、パリに遊びに行った人が道楽をして受けた印象と、私が向うに二十年暮して、あすこの社会設備を目たり、お百姓さんなんかと一緒に仕事をしてきてみて、実に健全な国だと思つております。健康状態からいっても日本以上だと私は思つております。教育の面でも文化の面でも、いろいろ、天才を出すとか言われておるが、私は日本がそばに寄れない非常に大きなものを持つておるのだと思います。だからいろいろな文藝的な意味では、私はアングロサクソン以上に天才を育てる国だと、今でもそう思つております。ですから、向うの冷笑の話で、あすこはだんだん落ち目の国であるからというのは、私は國家的に何か判断し過ぎるのじゃないかと思うのです。フランスというところは個人主義の国である、個人主義というのは、個人の幸福が中心になっておる。だからフランス革命以來、全部そういうことになっておつて、近代的な自我思想といふますか、そういうものはおそらくアメリカやイギリスでさえないものを持つてゐる。だから近代的な個人という意味じゃ最も私は進歩した国だと思ひます。そういう国の場合ですからね、そういう国の例は参考にならぬとおつしやるのは、失礼ですが、言い過ぎじゃないかと思ひます。

○藤原道子君 おなからすいたところで相済みませんけれども、お伺いしたいのは、先ほど来、男の考え方というのは度しがたいのだというふうに私も聞えるのです。男というものはそんな

ものは考えられないのでしょうか。売春がなければ社会生活が成り立たないとお考えでしょうか。これは一点、それから私、最近の例でございますけれども、売春等処罰法案は今度だけ出したものではございませんで、第二国会以来、この問題で国会で戦って参りました。ところが、前三回、四回の間は業者の脅迫それから社会からの冷笑——戦つても手ごたえのない印象でございました。ところが今回の私たちのこの法案提出に当りましては、業者からのいやがらせ、あるいは脅迫というようなものも二、三ございいます。お手紙も来っておりますし、あるいは電話でいやがらせもございましてけれども、それはごく二、三でございます。ところが最近の状況は今までは全然変わらして、非常な手ごたえを受けております。それから青年たちの間から、どうもおとなの人たちが、議員の言うところから、青年の、独身の男の性のはけ口だ、だから必要だと言われるが、これは青年に対する侮辱である、われわれは、人が人を買うというような考えは持つていないというような抗議や激励の手紙、あるいは大学生などが市川女史のところを訪問されて、激励されたり、方々の大学生から売春問題の抗議を依頼されたり、このごろはさういふ若い人々の間に、ことに青年から売春処罰法を巡るといふ御支援をいただいておりますし、それからおとなの男の人たちも、もう売春問題は限度にきておる、やっぱり処罰は必要だというような激励が寄せられておるのでございますが、世の中は動いておる。今の青年は少くとも人権の尊重を身につけてきておると私たちは考えておるのでござい

ざいですが、これは甘い考えでございましょうか。男の考えを私は伺いた

○参考人(松尾邦之助君) 正直に申す

と少し甘いような気がいたします。大

体私は、人間というものはさうみんな

聖人君子ばかりではないと思ひます。

石川達三の小説じゃないけれども、悪

の美しさというものが存在してござい

すし、その悪が必ずしも世間で考えて

いるような悪とばかり解釈がつかない

と思ひます。たとえば男が性欲を持つ

ということが何か非常に不浄なよう

な、かりに青年が性的にいろいろな意

味で興奮して、何かいろいろなことを

やる場合も、必ずしもこれは全部罪惡

だと見るのも考えものじゃないかと思

ひます。ただ罪惡だとするこれはさう

いう青年が堂々と恋愛するんじゃない

金を持って女を買いに行くという根

性、大体一人の人間を金で買うという

ことは、女にとって侮辱じゃないか、

その買う男に対して最大な侮辱だと思

ひます。私もさういうふうなことで

かりに私も経験があるのですが、正直

に言つて、大体金を出して女を買うと

きの男の哀れさというか、情けなさ

實際耐えられないものです。さうい

うな気持ちを青年が持つてば、私は、この

売春はわれわれにとって必要なもの

という考えをなくして、この売春とい

うものは悪いものだといふ気持ちがそ

から出てくるのではないかと私は思

ひます。だから結局男のまあどちらか

という積極的な性欲のほとぼりをた

だ押えて、これは罪惡だ、罪惡だとい

うようなふうに行くのは少し狭いよ

う思ひますがね。だから、男の持つて

いる悪というか、さう社会的には悪と

稱しておりますが、むしろ人間の自然

のものですからね、これを誘導して何

か調和のあるところへ持つていくよ

うにするならいいが、これはいかぬ、罪

惡だ、罪惡だという張り札ばかりを押

しつけるのはどういふものかと思ひま

すが、女の場合も同じじゃないですか。

○藤原道子君 私は性欲を悪だとい

ふことは言いません。男の人も女の人も

性欲ございいますよ。けれども、それは

性道徳によつて保たれていかなければ

ならぬものであると思ひます。だから

私は売春は悪なりと規定したい、これ

に對して性欲のはけ口だから必要だと

いう男の考えは変えられないものかど

うかというのを聞いています。それか

ら売春に行かれる男の人は、性のけ

口と云うけれども、奥さんのある男の

人の方が三分の二以上を占めていて

奥さんがあられるならば正常な性生活

ができるはずだと思ひますが、いかが

でございましょう。

○参考人(松尾邦之助君) それも理屈

はさうですが、世の中というものはそ

う簡単なものじゃないと思ひます。た

とえば若い独身の者があまり行かなく

て、女房のある人たちが行くというこ

とは、一つは私は経済的の理由もある

と思ひます。結局、女房のあるような

ものは独身というものよりは金の余裕

があると思ひます。だから結局行くの

が普通だと思ひます。たとえば私のと

ころの新開地にいる若いのが一万二、

三千円ももつても吉原に遊びに行く

いうことはできない。金がない。とこ

ろが女房のある人たちは大体年をと

つて、道楽をできる余裕を持つて

いる、だから統計をとればさういふ結

果が出ると思ひます。だから、その若

いのは行けないから行かない。だから

結婚をした人ばかりが行くからとい

つて、青年の性道徳がさういふ意味で

まっとうだといふことは、ちよつと考

慮を要するのじゃないかと思ひます。

○藤原道子君 これで終りにいたしま

す。松尾さんにばかり行くようです

が、これで終りにいたします。私はね、

金があるから淫売買ひに行くのだとい

う考えを捨ててほしいのです。奥さま

がもし余裕があるから道楽したいと

言つたら男の人は黙っていない。女が

きもちをやくと男の人は言うが、男の

人があるややかせるから女の人がよく

のもであつて、もし男の人の十分の一

もそれに類した行為があつたら、男の

人はいても立つてもいられないと思

ひます。さういふ意味で、やはり健全な

夫婦道徳を建設するならば、やはり金

があるから、余裕があるからといつて

もさういふようなことをやるような

方向へ努力してほしいのです。それか

ら、青年が金がないから行けません

けれども、現実にはあつていふところ

に魅力を感じる、さういふことから強

盗とか、人殺しとか、自動車強盗をし

た人がみな遊興費に使つています。その

点から申しまして、一つは売春を規定

をすることに私は御協力を願ひたい

と思ひます。さういふことで私は質問を

終りたいと思ひます。

○参考人(松尾邦之助君) まあ私も大

体同じ考えでございますが、ただ売春

が悪だといふ根本は、結局金を使つ

て、金の手段によつて女の肉体を買

うことだから私は起るのだと思ひます。ただ

売春が悪いといふのじゃないか、さうい

ふことだと思ひます。だから金の存在

が、今の資本主義國家においては、お

金がこういった悪の根本原因になつて

いるのですから、世の中からお金をな

くしたら私はさういふことが解決する

のじゃないかと思ひます。

○藤原道子君 それは亂暴ですよ。

(笑聲)

○委員長(成瀬精治君) 参考人の方々

には長時間にわたり、きわめて有益な

御意見を御開陳いただき、本案審議に

非常に参考になりましたことを厚くお

礼申し上げます。

それでは午後二時まで休憩をいたし

ます。

午後二時十一分休憩

午後二時二十九分開会

○委員長(成瀬精治君) それでは委員

会を開いたいたします。

休憩前に引き続き参考人から意見を

聴取いたします。参考人の方々には御

多忙中のところをわざわざ御出席いた

だきましてありがとうございます。た

だいま本委員会において審議中の売春

等処罰法案、これの重要性にかんがみ、

それぞれの立場において忌憚のない御

意見を願ひいたします。それから念

のため申し上げますが、参考人の発

言は、二十分程度にお願いすることに

し、参考人に対する質疑は四名の発言

が全部終つてからお願ひいたします。

それではまず東北大学教授中川善之助

君にお願ひいたします。

○参考人(中川善之助君) 私実は昨日

仙台の方で、電話で本日こちらにま

り出るようにというお招きを受けたの

でありますけれども、電話のことでも

あり、非常に急なことでありますので、

どういふ要領でお話をするか一向わ

からなくて、とりあえず参つたわけ

で

一三

第三部

法務委員会会議録第十八号

昭和三十年七月十九日

【参議院】

あります。あるいは参考人というのでありますから、いろいろ委員の皆さんから御質問を受けて、それに対して何かお答えをするというような形ででもあるのかと思つたのであります。それで何にもどういふことをしやべろうかという腹案、草稿というようなものも一向用意して参りません。何つてみると、皆さんいろいろ準備して一くだりの講演をなさつたような有様で、私はなはだ申しわけなく思つておる次第であります。特に私売春取締りに關して研究をしたというわけでもありませんし、特別の私に経験があるわけでもありませんが、自分の専門に關連してふだん考えておることを、ごく簡単にお話ししたいと思ふのであります。

売春取締りということにつきまして、第一の態度はまっこうから反対を
して、売春というものはいいものだ、
あるいは、これはとめる必要がないのだ
という非常に簡單明瞭な意見を持って
おられる方もあると思います。方もあ
るというのは、国会議員の諸君に向つ
て言うのじゃなくて、日本全体の国民
の考えとしてのことでありますが、そ
ういう考えもある。それからそういう
ことをしたつて仕方がないのじゃない
か、とてもそれで押えられるものじゃ
ないのだという、幾らかあきらめ型の
見解もあると思います。これは相當多
いと思うのであります。それは相當多
いには、それは取り締まるのは大へんい
ことで取り締まる方がいい、しかし更生
施設等を考えなければ、ただ取り締
めても仕方がないのじゃないか、六十
万と称される婦女があしたから路頭に
迷うようなことになつちやいけない
のじゃないか、あるいは一万ないし二

というその道の業者が困るじやないか、そういうものに手を打たないでただ禁止するというのは、無謀じゃないか、こういう御意見もあると思うのであります。これはかなり物のわかったと称され、もしくは自認していちっしやる階級に多いと思うのであります。第四番目は、絶対に廃止しなければいけないという、第一の見解に对照的な、非常にさっぱりした御意見だと思ふのであります。いずれも日本の現在としましては相当数の賛成者と申しますか、そういう意見の方が四つとも私はあると思うのであります。

す亮春筆取紙法案というものの趣旨でありますが、実は私詳しく法案を勉強したこともありませんが、先ほどいたいただいた資料でつくづく条文を拜見したようなわけでありますが、大体のことはもうだれしもわかつておることだと思ふのであります。これは御承知のよううのに明治五年のマリア・ルーズ以来、江藤司法卿以来の難問題で、幾たびもこれは問題になり、そうしてなかなか突頭を上げないできておる。きておるといふことについては、日本の社会の特別な事情というものもあると思ひます。それは欧米の国々と違つたいろいろな事情がある。たとえば経済的な後進性であるとか、あるいは家族制度的な、夫權的な思想であるとかいふようなものがあつて、外国で行われても日本では行われないという、そういう事情もあると思ふのであります。しかしながら外国でも実績が今日の程度に上つておるかといふことを、私は正確に調べたことはありませんが、外国でもそう簡単に法律を出して、それで亮春婦がな

くになったとか、あるいは非常にたくさん
のものが減ったとかいうことではな
いようであります。いわゆる白色奴隷
の売買に関する変遷というものは、か
なり迂余曲折を経ておるように思う
のであります。でありますから、この
たびの売春取締法案というものが出
ましても、そう簡単にこれでうまくい
くというふうには私どもも考えておら
ないのであります。思えないのであり
ます。しかしながらどうもうまいかな
いからやめるといふことは、理屈に合
わないと思うのであります。どこの国
でも、また日本でも何べんもやって、

そうしてうまくいかなくて、うまくいかないけれどもまたやる、やつているうちにだんだんよくなつてきておる。これが外国でも日本の公娼問題の歴史についても同じことだと思ふのであります。法律ができて、まだいろいろな実力による公娼制度の維持というものが続いたり、あるいは自由産業の妨害というものが続いたりしていることは皆さんも御承知の通りだと思ふのであります。ですから法律が出ればそれですくいくというところは、この問題については特にないだろうと思ふのであります、そのことは提案の皆さんでもあります。だめだから価値がないということはいえないことだと思ひます。のみならず私はある意味から言つと、あまり効果がないから、この法案は通つて法律になつていいのじゃないかと逆に思ふのであります、もしもこの法案が非常に有効なものであつて、そしてこの法律が一たび出ると、そういう商売の人がみんななくなるといふ上によい、そんな有効な法律であつたなら

ば、これは非常に問題であつて、ただ更生施設その他がすっかり完備してででないといふと、六十何万の人がみんな路頭に迷ふことになる。幸か不幸か、おそらく実施になつてもそうききめがないだらう、ききめがないからこれはいかにできてしかるべきじゃないかと、大へんアイロニツクな言い方であるが、私はそのように思ふのである。あります。そんなものなら要らないじゃないかといふことも考えられるのであるが、一つは先ほど申しましたように、こういう運動は、これは人類進化のたどるジグザグの道であるから、

何べんでもこれは踏まなければならない、いきつもとどりつであつたにしても、踏まなければならぬ道だと思ふのでありますとともに、もう一つは、この法案というものの一番根本に流れておりますことは、この法案に反対する思想というものは、女は金で買えるものだといふその思想が一番根本にある。女は金で買えるものであり、買ふものである。女の愛情といふようなものは、これは女だけの問題であつて、男の方から言へば、愛情なんといふものは金で買えるものだ、また買うべきものだ、この考えが一番根本にある。それが実は今日のこの両性の本質的平等とかいふような問題の一番基礎になる。そうして憲法の両性の本質的な平等といふ点からいふと、一番欠けておる点ではないか。こういう法案が問題になつて、なおぐずぐずとしておりますその陰には、そういう国民の片寄つた世論、男については基本的人権といふことが言われておるけれども、女についても言われるのだけれども、その問題になると、女というものは買

うのだ、買えるのだ、こういう考えが一番根本にある。その一番根本の考えが直らなければ、本質的平等というものは、阿性の本質的平等というものは私はないと思う。でありますから、そういう意味で、この法案は幸か不幸か、すぐいわれる売春婦をなくするということに役立たない。実効がないかもしれない。ないけれども私は非常に重要な法案である、そうしてこれは民主的な精神、個人の尊厳というものを築く非常に重要な礎石である、私はそういうふうにするのであります。先ほど申しましたような次第で、十分研究の材料等も用意いたしましたぜす、はなはだ思いつきになりましたけれども、私の意見をこれで終ることにいたします。

○委員長(成瀬幡治君) ありがとうございます。

次に、救世軍本衛公兵部長頼川八十雄君にお願いいたします。

○参考人(瀬川八十雄君) 今日私ごとと申し上げることをお聞き取り願うということは、まことに仕合せに存じております。私は救世軍に加わりまして四十数年、もっぱら宗教と社会事業に従事して参つたものでございますから、おのずから申し上げることも狭くなるといふふうにお聞き取り下さる方もあるいはあるかもしれませんが、そののちは何しろ一本調子で参つたものでありますから、あらかじめ御了承を願いたいと思つてございます。しかし私はえこじのようでありますけれども、真理はどこまでも真理であります。矛盾の多い世の中であり、そのつもりでやらなければならぬということも

一理あるかに思いますが、しかし理想を持って終始しないことには、レベルはどうしても上がらないのであって、これがために捨てるべき命があるならば、幾つあっても足りぬというふうに考える次第であります。従うて私の申し上げますことも、多少保護に従事しました経験から申し上げるようなことになるのでありまして、何ぞ間違つたことでもございましたならば、御忠告をお願いしたいと思います。

数々の婦人に面談をいたし、またこれと生活をともにいたしまして考えたものに、中にはずいぶん裏切る者もあってみました。せつなくいつつも取られたりしたことが間違つて受け取つたりしたというふうな思われまして、こちらが一生懸命になればなるほど、悲しく感ずることもないわけではありせんけれども、要するにこの年若い婦人たちが、つまるところはこれは神様の子であるという結論になりました。どんなに思われてもされましても、これがために何ぞわれわれとすべき者が奉仕をするというのを実は光榮に思い、彼らのよごれ足を洗うということが生きがいのあることに感ずるようなわけがあります。

そこで、わすかではございまするけれども、そういう婦人たちとともに生活をいたしまして、真に心の底からつくづく感じますことは、このたびのこの法案はむろん議論をすれば、幾らでも議論の種はあるであらうけれども、たといそれが不完全であつたにしても、何であつたにしても、何はともあれ、一日も早くこれを

通過させるようにお願いを申し上げたのでありまして、不備なところはあとからまたおいやうたらいのでありまして、この法案はまず通していただいて、問題は、話はそれからであつたことに、端的に申せばそのあたりにお願いしたいと思つて、実際の論議に當つてみますと、痛切に感じ、もう議論も何も余地はない。そこが私の狭いところかも知れませんが、実際に當つてみると、とにかく一日おくれれば一日だけ、悲惨なことを目の前に見なければならぬということになります。幸いにしまして、終戦直後の世論調査とそれから昨年であつたか一昨年であつたか世論調査とを比較してみた人のお話によりまして、うと、亮春に対して反対をするという世論の方がずっと数が増してあるということ、これは今日日本の一般の人たちの考へておられる水準になるかと思つてあります。折も折とて最近の新聞を見ますというところ、いよいよ新生活運動の方針の要綱が出ておいて、その要旨とするところは、生活の改善と道義の高揚ということでありま

す。さあそうやってみますと、この法案というものがますますもつて大切なるものであるということが、脚光を浴びて浮き上つてきたごとくに感じ、私は実に感謝をしたのでありまして、くといふようでありまふけれども、その要綱に書いてありますことは「日本民族は終戦以来受難の十年を経たが、今こそ深く猛省して」と書いてある。省みるに書いてありますから、私は省みなくてはならぬのであり

まして、もう矛盾があるやうと何があるやうと、それは大いに猛省をしなければならぬのである。「猛省して決起すべき時期に達した。そうして国民の思想の地盤、虚脱、とうとうたる植民地的の風潮と社会悪の横溢はまことに心ある者をして目をおおわしむるものがある。今にして改めなければ日本民族は内部的崩壊を来たす」というふうな、まことにけつりといふべきであるのであります。それで私はこの社会悪とは何ぞやでありますか、ある人の言うの

に、飢饉と戦争と伝染病、これが三つそろつて来たれば大へんだが、それがいざ起つたにしても、それよりももっとひどい被害といふのは、つまり罪悪が横行しておることである。その方の被害がこの三つそろつたよりもひどい、それは、その最も大いなる社会悪といふことは何かといふはつまり亮春である、これは私は感ずるのであります。それで私は非常に残念に思つて、この新生活運動の方針、要綱の中にあるというところが、純潔運動であるといふことが、どういふものか見当らぬのであります。これが非常に大事でありますのに抜けておるやうに感ぜられます。非常に残念に思つてあります。植民地的なその風潮といふことがございまして、これはどういふ意味か、私にはこの方面の知識はないものでありますから、はっきりわかりませぬけれども、先ほども中川先生のおっしゃるやうに、太政官の達し

込んだのがれて上陸したのがもとになつて、外交の非常なるはつらつたる活動を見るに至つたのである。日本としてはこれはもうシナに返すべきものであつて、返してしまつた。ところが承知しないのはこのベルギーでありまして、言いますのに、よいなお世話をすのじやい、奴隷々々と言うが、日本に女の奴隷は山ほどたくさんおるではないかといふことで、娼妓のことを示されたことについては、これは一本参つて閉口してしまつたのである。ようやく苦しい言いわけをして、来た鳥は出ていってしまったけれども、日本におるのは日本におるのだから、追々やるとか何とか言つて逃げ道を作つて、一時のがれたのでありまして、さうそくやならなければならぬといふので、大政官の達しが出たのが二百九十五号でありまして、それによると娼妓芸者等年率公人の一切解放致スヘク右ニ就テノ貸借訴訟取上ケス候事。と、御承知のやうなものが出たのであります。それから明治二十八年のことであるが、アメリカの宣教師モルフイが名古屋に於て自由職業の運動をやつたといふのは自分の経営しております学校に来る生徒が英語を習つておる、十八、九才になつてくるというところ、ことごとくどつちへ行つてしまつて出てこない。

調べてみると、そのせつなく養成した子弟が遊廓に行つておつて、墮落しておることを見て、これはいかんといふので、その運動を鮮血をもつて染め始めたのであります。これと呼応して救世軍がその自由職業の運動に従事してこれは全く鮮血をもつて染めたのであります。これもやはり口火はといへば外国である。そこへもつてき

て終戦直後、終戦とともマーカーサーが一刀両断その公娼廃止ということになつたから、まあこういう種類の問題はことごとく、何か言ひ方によつては西洋人がその骨を折つたといふことになつておるがごとくに私は見えるのである。せめて今回の法案は、これはもう何としても独立したこの日本人の手でこれを通過させて、りっぱに独立国としての仲間に入つて、他日国際連合に入る、入らぬの問題が起つたときでも、大いばりにその相談にあずかるというやうな都合になぜでござんたらぬやうな次第であります。

そこで私は昨日のことでありまして、はからずとも日本の義務教育に従事しておられます小学校並びに中学校の先生の数は、小学校の先生、国立、公立、私立を合せますといふと三十四万二千三百五十一人、新制中学校の先生は、これまた、国立公立、私立をあわせますといふと、二十万八千九百三十九人になつておつて、合計すると五十五万一千何がしといふことになつておるのであります。そうしますと、けさはどお話のありましたやうなわけでありまして、赤練や青練、その他亮春婦と名づけるものは五十五万あるといふことになりまふと一方に犠牲、献身的に学校の先生が働いておられる。多分に費用をかけて、この義務教育が済んだ、済んだときを待ちかまえてこれを引っぱりおろそうとし、よくない道に連れていこうとする、そうしなければならぬ立場にあるやうなものがまた五十万おるとすると、これは一体日本は何をやつてゐるか知らんといふやうに感ぜられます。これはゆゆしいこ

とである、これはこのまま何のかんのと云っている、いまは私はないと思うのであります。

私は昨年のものでありますが、東北の山村に用事があって出かけました。質朴な、純朴な山村であります。ところが青年が私に非常に慨嘆して言います、これまではそんなことがなかったけれども、この村にめかけが何人か困われていることになった、これは実に残念だ、これで農村の純朴な風紀が壊れていく。一体これをどうするか、それで私は、来たその婦人は一体どこから来たか、この村の者ではない、それじゃどこから来たかという事になりますと、どうも察するに都の赤線、青線区域でまあ体が悪くなったか、あるいは年をとって一向相手にされなくなったか知らんが、そういう者が流れ流れてきて、うしていなくなってきた、こういうふうなことになるのであります。そうすると、東北のいなかから、周旋人が出かけて行って、そうして娘を今度は赤線に売り飛ばす、それをしばらく置いておいて、今度はもう一ぺん農村に舞い戻ってきて、そうして農村の純朴なる精神を虫ばむ、そうして義務教育なり何なりの済んだ子弟の目の前で、まことによくない風を見せてくれるという事になったのでは、学校の先生に對してはまことにお氣の毒であるのみならず、これをこのまま見過ごしにすることはできぬというふうに私は感ぜられるのであります。

農村のことはさておいて、東京のことを考えたって、一体東京の旧の二十三区がどういう状態かといえ、御承知の通り二十三区の外側は赤線でもっ

てぐるりと囲まれている、千住から吉原、それから池袋、それから新宿、それから今度は渋谷、それから五反田でありますか、どこかの辺、それから今度品川と、こういうことになってきまして、赤線でもって旧東京がことごとく囲まれていくという状態、そのまんな中にすわってあって、それで新生活運動、けつこうでありますけれども、そういうようなことをそのままにしておいて、それで新生活運動をするというわけには私は断じていかんのである、いかなければならぬと思うのであります。神田の古本屋は一軒じゃ商売にならないけれども、ああやってたくさんおりますという、商売になって売れる。そうして大きな店もできてくれば、また小さな店もそこにだんだんできてくる。吉原の近所に青線区域ができて参りまして、小さな飲屋に女が五人入るといふことは一体どういうことだ、経営のできるはずがないのでありますから、何かそこでいろいろの敷かおしいことをやっておらないければ、とうていやっていけないのではないだろうかというふうに感ずるのであります。特殊喫茶店とか、特殊飲食店とか何とかいって見ても、行って見ますれば、別にお茶を飲ましてくれるわけでも何でもない、要するにこれはうそである。そういううそを黙認して、そのままでおくというふうなことで、さて十年たった日本がこれから一体どういうふうに向いていっていかかわからんと私は思ふのであります。これは私は東北のある県庁に行きまして、身売り防止のことについてお話を申し上げ、何

とかしてこのいなかから東京の方へそんなかわいい無垢な娘がだまされてくることのないように、これを食いこむるわけにいかんものかというのをくぐれぐれも申し言わねばならぬ、少年課長が私に言われました、ちよつと待って、東京には赤線区域というものがあつて、赤線区域といふ穴を作つておいて、そうしていなかの何も知らん娘がそこへ落つちいるなといふふうなことを注文するのは無理ではないか。まず帰って、一日も早く帰つて赤線区域のふたをして、そうしてもう一ぺん出直してきて、身売り防止の相談をしてもいい、こういふわけでありまして、私は一言の返事もすることができないで、すぐご帰つてきまして、いかに残念に思つたような次第であります。便所の、下水のといふような話がありましかれども、どんなにこれを水洗便所にしてくれにしておいても、玄關先便所を置く家は少ないと思ふけれども、下水といふけれども今現在の下水を噴水のごとくにして、おるような状態でありまして、これをどうもやむを得ないこととして見ていけるわけにいかぬのであります。安全弁ともいふ、防波堤ともいふ、ずいぶん男の文句としては勝手な言い分でありまして、立場をかえて女の人が防波堤を作つてくれと言ひましたら、一体どうするかといふことを考えざるを得ないのである。それほど防波堤といふものが社会に貢献するところがあるとするならば、自分の妹でも何でも、そこに向けたらいいだろと思ひますけれども、そうはいかない。私はあるときに一人のパンパンの婦人に会いま

した。その人が言うには、自分たちが防波堤になつてやつておるのだから、これで世間が助かつておるのだから、りがたく思ふと私に言つてくれましたが、それはど公衆のために身を捧げて献身的にやつてくれるならば、冗談半分に言ひました、どうか将来は結婚してくれ、一生誰れでやつてくれ、もしまかり間違つて結婚するやうなことがあつたらば、そして女の子が生れたら、いち早く自分の志を継がせるやうにパンパンに養成するのだぞと、それでなかつたら君の言うことは議論はただいいかげんになつちやうじやないか。先生それはそういうわけにはいそだ、こういう冗談を言つたわけでありました。

そこでこの法律がなかなか守れない、だから、いそそのことない方がいいといふやうなことを言う人があるやうでありますけれども、たとえばここにタクシーがあるとすると、これが規定通りのスピードを守つておたらこれはなかなか生活がむづかしい、ことなラッシュ・アワーになつてきて規定通りのスピードを守つておたら、どうにもならないからついそれを破つてしまふと云う言ひ。そんなに破る規則ならいそそのことやめてしまふと言つたらば、交通事故がそこらあたりで起つて大へんなことになるだろうと思ふ。でありますから簡単にやめるのなんのといふわけにはいかぬのであります。終戦直後のことであつたのであります。進駐軍のその自動車やしきりにかけ回つて、そうしていかのわしい婦人をキャッチして歩いて、これを吉原病院に入れて病気があつたのか調べるために三日間かかつて、あるとなれば引き続き入院と、こういふわけでありまして、私は毎日のごとくそこに行きまして、それらの婦人と話をしておりました、先生きようは退院だといふ喜んで喜んでそれこそかこの鳥のように喜んで飛んで行つた。あくる日になつてまた行つてみますとちやんと来ておりましたから、退院してすぐキャッチされるやうなだらしないことではどうするかと言つたら、いやこれだ、商売はしませんと、じやどうしたのかと聞いたら、退院して帰らぬ道にまたつかまつて入れられた。また商売も何もしてない、うちに引つかかつてまた入れられた。これは自分たち退院する道でつかまつてしまふ、こんなことを繰り返しておれば、商売にならぬからもう商売はやめまふと、こういうわけでありまして、それはもうやめた方がいいと言つた。よろしくこれはやつぱり制裁が要ると私は思ふ。かわい子には旅をさせたいうことでありまして、ある婦人たちは自分のやつておることを多少痛む目にあわぬと、つまり悪いといふことを自覚したいものがある。つまり法律はそれのためであると思ふのであります。ある婦人にとつてはそれが必要である、私はきのうも吉原病院に行つてそこに入つておる女の患者と話をしたのであります、男の人と道を話をしていたら、その道でつかまつた、えらい不眠を言つておりましたが、いか悪いが十分に批判をする余地がないのでありますけれども、とにかくそんななによりはたはとも商売にならぬと言つてやめる気分になつてくると

いうのが現状であると思うのであります。めかけといふことがありますが、これはあとの話、いよいよその売春の法案が通るといふことになって、それでどんな世論が高くなってくる。幸いにして世論もあの通り盛んになっておるのでありますから、そうなればそうえらい手数をかけないでも、めかけを持っておるといふことが恥かしくなつてしまつて、つまり西洋のある国にあるがごとく、そういうものを持つておる者は、社会的に致命傷を受けることになつてしまつて、もう許されぬ、世間はこれを許さぬといふことになつてくるに違ひないのであります。またそれほどまでに私どもが明るい世界を作つていくやうでなければならぬと思ふのであります。この婦人たちは全くかわいそうなのであります。借金のために荒縄で縛られておるがごとくに感ずる。借金がどうなつておるかという詳しいことについては、日比谷の地検においでになれば、書類がこんなにありますから、私は昨日も見てきたのであります。借金のありさまはそこに手にとるがごとくに書いてあるのであります。それがために束縛を受けておるのであります。私は久しい前でありましたが、イギリスの、この英帝国の奴隷解放のために命を捨てたウィルバーフォースという人の生れた町に行きまして、そこに記念館がある。見るというところに奴隷売上帳といふのがあつた。私はそれを見た。ここに一人の男がある。年はとつておは、足が悪い、眼が悪い、ろくな働きはできぬから、これこれの値段だと、捨てるがごとく値段でもつて売つた売上帳があるのを見まして、ああかわいそ

うだ、この年寄りの足が悪くて、眼が悪くて、一体これは行く末がどうなつたらうかしらと思つて、つくづく私は感ぜざるを得なかつたのであります。それと似たようなことが今の日本に一つもないといふことになつてくれば、何と云へないといふことになつてくれば、どうも言へないといふ状態になつてくるのであります。客をとることを強要されておるやうな状態である。客をとらなければ、裸にして雪の中に放り出すぞと言つて威嚇された婦人もおるやうなわけでありまして、これはこのままにして私はおけぬと思ふのであります。

救世軍も結核の病院を二つ持つておる。ずいぶん難儀な仕事であります。ところがそこにおる患者の諸君は、今こうして病氣になつて、いたづらに天井ばかり見ておるけれども、やがて時が来たら必ずなつておる。なつたら勝士重来大いに活動するところ言つて、結核の患者の人でも将来に大きな望みを持つておるのであります。救世軍はまた浮浪児、孤児を収容しておる設備を持つておるのであります。ですから、かわいそうな子供であります。ですから、かわいそうな子供であります。供たちもいまに大きくなつたら、見ると、必ず自分は電氣の技師になつてみせるとか、あるいは何とかなつて自分の身を立てるという、そういう非常な燃ゆるがごとく望みを持つておるやうな次第であります。ところがこの婦人たちは何と云つたつて将来に望みを持てないで、からだは虫ばまれておる、人は相手にしてくれない、うしろだてになつて世話してくれるものがなくて、古くから売笑婦をしてゐるものが

新しく来たものに言うのに、自分は古くからやつてゐるから、今さらなかなか足を洗つてゐたつて容易じゃないけれども、こうなつてしまつたのじゃどうにもならないから、今のうちに足を洗つてまじめになるのだぞ、かたぎになるのだぞと言つて涙をもつて忠告するといふ婦人もある。それも私は聞いておるのであります。そうするとその婦人たちは、将来に望みを持てないといふほど残酷なるかわいそうなおとがあるであらうか。私はあるとき性病のいかにおそろむべきかといふことを、収容しておる婦人たちに幻燈をもつて見せた。そうすると性病といふのはこれこれこれこれいふやうになつて、こんなおそろむしいものだといふことを見せた。それで私は大いに反省するだらうと思つたのであります。が、反省をするどころか、あまり薬がきき過ぎちまつて、自分のやうなものは幻燈に見るやうなああいう状態になつてゐるのだつたらば、もう自分には望みはないから、もうこれは立ち上れない。こういうふうな失望落胆してしまつて、その落胆失望を取り戻すのにいいかげん骨が折れたといふやうなかわいそうなおともあるのであります。あるいは赤線におられる方々、これを経営しておられる方々が雨やどりをさせておるとか、あるいは社会事業のごときものをやつてゐるというふうにお思いなさるかしたら、私はこれをおいづらにどなりつけるやうなことは言うつもりはさらないのであります。したが、どうか、この新生活運動のあるについて、何とか一つ反省をして、崩壊すると思ふのであります。どこから

崩壊するか、家庭が崩壊したら必ず日本が崩壊するにきまつておる。社会事業、以前は知らず、今ごろの社会事業の理念といへば、およそ二つが根本になつておると思ふのであります。一つは、個人人格の尊重を確保するといふことであります。しかるにこの売笑婦の組織といふことになつてくれば、その婦人たちはもう労働の意欲はなくなつてしまふ。働きのがばかしくなく、初めはちよつと働かしくならぬけれども、根氣負けしてしまふやうな状態、ほかの無垢な婦人たちと一緒にやるといふことがなかなか骨が折れる。例外はむろんありません。一般からいへば労働意欲を持てなくなつてしまつておる。責任觀念は薄くなつてしまふ。恥を知らんやうになつてしまふ。人情は薄くなつてしまふ。私はその婦人たちを集めて二目と見られぬやうなすさまじい風をしておるのを集めて、讚美歌を歌つてこれに聖書の話をするのであります。そうすると、その讚美歌を聞いておるながら、一緒に歌つておるながら、母親のことを思い出してそこにばたばた泣いてころけて倒れる婦人があるから、これは更生するなと思つてあらためて話をすると、どうして、けろりとしておりますから、どうしたと言つたら、おっかさんのことを思つて歯を食いしばつたことは事実だ。だけれどもおっかさんのことを思ひ出したら、ほこ先がにぶつて商売をするのにじやまになつた、こ

ういふわけであります。それほどまでにすさんでおるとするならば、これを一体何によつて回復するか、どういふ社会事業で回復するか、一生涯そんなふうになつたらどうなるのかと思ふのであります。血液を流して生活の足しにし、あるいはまた勉強の費用の足しにしておる、そういう人たちが数々ある。まことに氣の毒だ。自分の血液を流してそれで足しにする、なんという氣の毒なことだと思ふのでありますけれども、考えてみればここに数々のたぐさんの若い婦人が肉を流して生活をしておるのを、一体これをどうしたらいいだらう。何とかして売春のこの法案を通して、これを防ぐといふやうにやらなければならぬとつくづく思ふのであります。私は久しき前でありましたが、吉原中に評判をたてられた。あの瀬川という男は、女を救うとか何とか言つておるけれども、なにそうじゃない、女を箱詰めにして外国に売つてそして生き肝を抜き取るのだ、こういふやうなことをたてられた。果してほんとうかどうかしらと思つて判断に迷つた女の人たちもあつた、親たちもたぐさんあつたのであります。が、肝を抜き取つて売つてゐるのはいまだのことだらうかといふやうに考へて、そういうふうなうわさをたてられたことなどは、腹もたなれば何とも思わぬいふやうな状態であつたのであります。

社会事業はもう一つは、民主化である。今日赤線においてその主人をその娘たち、その売笑婦をしてお父さんと呼びしたり、お母さんと呼びしたりしておる。ことによつたらそれが封建的にならんとは限らぬのであります。お父さんにベニシリンの注射をしてもらいますわといふやうな調子が今日あるものとするならば、果してこれをどうしたらいいだらうかと思ふのであります。

今後の処置のことにつきましては、時間がありまじから、長く申し上げておきたいとは思いません。何としてこの道徳問題、政策もこれはいろいろありまじよう。ですから道徳の上からいって、一刻も許すべからざるものであるという立場から、この法案に対して断然たる覚悟をもって考えていたいたしたいものであります。そうしてまた、厚生大臣も幸いにしまして今後のことにつきましては、保護の問題については非常な決意を持っておられるのであります。それにしまして、私も思ひ出すことは、岡山孤児院を始めました石井十次先生であります。四百人の孤児を引き取っているところへもつてきて、日露戦争のあとで来た孤児と、おろから一緒ぐらゐに起つてきた東北飢饉の孤児を一本にたぐさん引き受けなければならぬということになって、八百人引き受けなければならぬということになった。合計千二百人である。四百人でも手一ぱいで経営が困難であり、たしか、委託費を政府がくれるでも何でもないので、四百人を非常な努力をもつて養つておつたところへ、今度は八百人引き受けることになった。それは無理でしょうと言ふのに対して、石井十次先生言いました。これを引き受けるというのが聖書の精神である、これが神様の御用である、断じてやると言つて、八百人を一ぱんに引き受けて、とうとうそれを苦心惨たんやり抜かれたのであります。今日のこの事態において、そういう意気込みをもつて立ち上がる政府あるいは民衆、ないであらうか。何として、これは私もはこういう難局の際に断然たる意気をもつて、何とともあ

れ法案そのものにはいろいろ申し分もありません。けれども、これはもう一日も早く通していただいて、まづ先に赤線の始末をして、そこにおられる婦人を救ひ、かつまたこれを経営しておられます業者の方々に幸福にするようにいたしたい、こんなふうに感ずるのであります。

○委員長(成瀬權治君) ありがとうございます。さういふ手前勝手なことばかり申し上げてまことに恐縮であります。これはこの法案に対して全面的に賛成をいたしますことを申し添えておきたいのであります。

次に、全国性病予防自治会副理事長石橋幸八君にお願いいたします。

○参事(石橋幸八君) 私は何んら法律的素養もなければ何もございせんが、業者の代表といたしまして、一言私の意見を申し述べさせていただきます。

売春法の制定されますことについて、いささかも反対を申し上げるのではありません。しかしながら、およそ今日までの私の経験から申しまして、あるときは政府が奨励して私どもを営業せしめ、あるときは圧迫を加えられた時期もあるものであります。これは時代の変遷に従ひましていささかも不平をもつものではございせん。このたび、また売春法はほんとうに社会的にやかましくなつておりますこともよく承知しております。私の経験から申し上げますならば、売春法を制定されることもけつこうであります。業者といえども日本国民であります。国の繁栄、国の善良なる風俗を維持されることにも大賛成、人権の尊重、性病の蔓延を防止することも、いささかも人後に落ちないところの協力的精神を保持していると私は確信いたすのであります。しかしながら、いろいろの面はございまして、この性の問題を抑制する一片によつてこの性の問題を抑制するといふことは、私はあるいはその次にきたるべき問題はどうかという

ことを非常に憂うものであります。何となれば、人間が生きて上において衣食住、これは欠くべからざるものであります。しかしながらこの性の性といふものは衣食住にまさるところの必要性がありはしないか、かように私は思うのであります。その大事な問題をただ何ら施設もなく、更生施設もなく、救済の方法もなくして、一片の法律でもつて嚴重なる処罰をされるということは、将来日本のいくべき道はどうであるかといふことを私は考えるのであります。あの敗戦後、マッカーサーの命によりまして公娼制度が廃止されました。これは一も二もなく廃止されました。そうして集娼防止で散娼制度をおとりになりましたが、おそらくあれによりまして治安は乱れ、性病は蔓延し、至るところに、お宮の前も、お寺の裏も、先生方の周囲にもパンパンは今日のようにばつこいたしたのであります。それは政治の貧困もありまじう、あるいは食糧の不足もありまじう、食わんがためには、生きんがためには、いかなることもやると私は確信いたすのであります。さうな次第によりまして、今ここに何らの施設もなくして、そうして一片の法律でお取締りになるならば、今日どういふことになつていくかと、私はかように非常に憂えるものであります。

しかしながら業者といえども、国の法律がたびたび制定されましたならば、よしあしは論ぜず、法治国家の一人といたしまして、その法に順することが国民の義務であります。あえて私は法律の制定されました以上は、業者といえどもとやかく論ずるところの義務も権利も持ちません。私はさうな意味におきまして、もう少し何とかなんとうに実行のでき得るところの法律を制定していただきたい、かように先生方をお願い申し上げる次第であります。

いろいろの意見もございするけれども、私は業者の代表でございするから、先生方の御質問が相当であると思ひますから、業態に關しましての御質問なら、いつ何ときでもお答えいたしますから、私の意見はこれをもつてやめさせていただきます。

○委員長(成瀬權治君) ありがとうございます。最後に、日本青年団協議会事務局局長福本春男君にお願いいたします。

○参事(福本春男君) 日本青年団協議会という名前に、新しいものを感じておられる方もあるかと思ひます。その中で、簡単に日本青年団協議会といふものがどういふものであるかということについて、最初二、三分時間をさかしていただきたいと思います。

終戦と同時に、その前にありました全国の青年団あるいは青少年団は解散になりました。それで終戦後おとなの人たちも青年も、何が何だか全然わからなかつたわけなんです。あの虚脱した状態の中で、青年たちが、こういう状態で果して自分たちはいいのだらうかどうだらうか、おれたち青年はど

う生きていけばいいのだらうか、こういう社会を何とかしなくちゃいけないというので、全国の町や村に青年たちが自主的に相寄りまして、自分たちの生きる道を見出すとともに、社会を少しでもより明るく住みやすくしたいというふうなことで、全国の町や村に青年団というものができました。その青年団が終戦後十年かかりまして、おとなとか国家権力の力を借りなくして、自主的に作り上げてきたのが、私たちの日本青年団協議会でございます。現在東京の方は御存じないと思うのですが、東京なんかには青年団活動の芽生えはあまりございせんが、現在私たちのところへ加盟しておりますのは、東京都を除いた以外、沖繩青年連合会も加盟いたしまして、現在公称四百三十万といつております。御存じのように、日本の勤勞青年が千三百万人おります。その中の公称千三百万人を一応組織しております日本青年団協議会の立場として、このたびの売春処罰法に対する考え方を申し述べてみたいと思ひます。

ちょうどこの問題が私たちの組織に取り上げられましたのは、昭和二十九年の第三回理事会でございまして、その際にこの問題が取り上げられまして、全国の各県の青年団の代表者が集まりまして、いろいろ研究討論の結果、まず第一点に、この法案に対しては、基本的な人権を尊重するという立場から、結局私たちが民主的な社会とか、あるいは憲法にも保証された平和な社会というふうなことを言つておりますが、こういう民主的な社会の中において、果して婦女子が金銭によつて、あるいはその他の物品によつて買われるという

ことが、民主社会にとってあり得べきことかどうか。まずそういう面から基本的な人権を守るためには、どうしてもこの法案を支持する。同時に、これを通さなければいけないというような考えから、この法案の促進に努力して参りました。

二点は、青少年の風紀の紊乱を防ぐといいますが、御存じのように、赤線、青線、あるいは基地が私たち青少年にいろいろな面で大きな影響を及ぼしておられます。今までの先生方、あるいは各方面からよく指摘されておる通りでございます。御存じのように、青少年というのは、だれしも最初からそういう悪いことをしたり、あるいは悪いことを好きでやっているのではありません。結局環境によっていろいろ支配されてきているわけなんです。そういう意味で、青少年を完全に、また青少年をすこやかに育てていくということは、国として、あるいはおとなとして当然しなければいけないことではないか。そういう点から言いますと、この法案は、まず青少年の風紀の紊乱を防ぐという面からも、ぜひ通さなければいけない問題である。先だっておとこの放送討論会に出たんです。現在私たちが東京都下の小金井で全国の青年団の幹部の中央研修会をやっております。ちょうど八日目なんです。その際に、ちょうど十六日ですが、各政党代表によりますところの、各政党は青年指導をどう考えているかという放送討論会をやりました。それはおとこの日曜の放送討論会で放送されたと思いますが、その際に各政党の代表の方がおっしゃられたことは、結局各政党とも、ざっくりばらんに申し上げまして、現在の青年指導に対する具体的な方策も考え方も持っていないというところがわかったんですが、これは非常に残念なことなんです。その中で各政党の方が言葉をひとつとして言われたことは、私たちは日本の青少年をどうしようとかこうしよう、あるいは引っぱらうとか、抑圧しようというような考えはない。青少年がただすこやかに伸びていくための環境醸成、環境を作ることが私たちの仕事である。そのために、私たち政党が全力をあげて努力を惜しまないという意図を話されたわけなんです。そういう意味から、青少年が健全にすこやかに育っていくために、ぜひこの法案は、各政党がほんとうに日本の青少年をよくよく伸ばしていくという観点から、通していただきたいというように考えております。

もちろんこの法案が可決されたからといって、今起っておりますようなことが、一挙になくなってしまおうというふうなおめでたい考え方は持っておりません。しかしやはりこの法案を通すことによって、基本的な人権を守り、この荒春問題を解決していく一つのくさびとして、橋頭堡として、ぜひこれは通していただきたい。それに引き続いて、現在政府なんかでも言っておりますが、これを橋頭堡として通したあと、各政党はもうろん、全国民が寄りか、あるいはいろいろな職業指導の面、あるいは職業あつせんの問題、そういうことを全国民が力をあわせて解決していくように、大いにやっております。

もちろんこの問題は先ほどの質疑の中にも出ましたが、現在の日本におきまして青年の生活というのは悲惨です。農村でも、漁村でも、山村でも、都市でも、すべての青年が生活に一つの大きい不満を持ったり、あるいは満足できない気持ちを持って生活していることは事実です。しかし数多くの青年たちが、そういう苦しい中、恵まれない条件の中で、自分たちがほんとうに自分たちの生活をよくするために、あるいは自分たちの町や村をよくするために、真剣に考えながら、私たちの方では共同学習と言っておりますが、お互いに皆が考え、研究しながら、それに出た結果を実践をやり、実践の中でまた学習をやる、学習の結果の実践をやるというようにして、青年一人一人の悩み、欲求、苦しみ、解決をしていきたいと思います。同時に社会の矛盾とか不正、不義などの、それをできるだけ多くの青年の力で解決していきたいというふうな努力をいたしております。だから私たちはこの法案ができたあと、その法律に頼るより、むしろ私たち青年自体の力でこの問題を解決していききたい。御存じのように、さつき申しました四百三十万の青年がおりますから、東北の奥の遠くから来たります荒春婦の方々も、青年団員であったという方もあります。また荒春婦の方も、私たちと同じ青年の友だちだというように考えております。だからそういう方たち、今後の更生についても、全国の四百三十万、いや、千三百万の勤労青年がほんとうに手を握り合って、その輪の中にそういの方々を迎えて、そういう方々が、さつき救世軍の方が言われましたが、生活と希望と明るみをもって

前進していけるというふうな態勢を作るために努力したいと思っております。以上申し上げました三つの点からこの荒春処罰法が、ほんとうに、一党とか一派とかあるいは業者とか何とかいうことでなくして、日本の青少年をよくするために、ぜひこれを通していただきたいと思います。同時に赤線が、いろいろな性の欲のはけ口とか何とか、いろいろなことを言われておられますが、そういう考え方を持っておればこそ、この時代に荒春行為というものは悪である、悪いことであるというふうなことをはつきり烙印を押すために、この法律は通すべきだというふうに考えております。

私ちょうど中央講習会が八日目で、毎晩二時間か三時間しか眠りません。ここにお呼び出しの連絡をいただいたのが昨夜で、なおここにきてまだしゃべるといことを知らなかったもので、すか、まともなことを申し上げたことはほんとうに全国の青年が、数多くの青年が持っている考えであるという、ことをよくお考えいただきたいというように思っています。

○委員長(成瀬權治君)　ありがとうございます。以上をもつて参考人の意見の開陳が終了したわけですが、参考人に対し御質疑のおありの方は御発言を願います。

○中山福蔵君　大体四名の方々の御意見は、結論を承わって個々の意見というものははっきりしたわけでありまして、ところが今日私が最も興味を感じましたことは瀬川救世軍の幹部の方の御意見でございますが、これは一つこの法律案というものの関連して、私は基本觀念というものを、特に宗教家であられる方について承わっておきたい。いろいろのお話の趣旨はよくわかったのではありませんが、今日四名の方々の御意見は、現在現われておる結果にいかに対処すべきかという意見なんです。しかし瀬川さんに対して私がお尋ねしたいのは、あなたが宗教家として、いわゆる社会悪というものが起るという原因ですね。この原因というものをいわゆる川の源泉というものの対しての工作を施さなければいかん批判をし、いかにこれに対処してもその水はかれないと私はみています。宗教家の立場から、今日荒春法というものをどうしても推進していかなければならぬというお考えでありますならば、この基本的な考えを一つ宗教家としてこの際この法案に関連して、あなたが社会悪というものの、あるいはこの荒春をしなければならぬという社会悪を、いかにしてあなたの考えで防ぎとめることができるかという御信念を持っておられるか。それを一つ承わっておきたい。

○参考人(瀬川八十雄君)　私は社会学の方も社会心理学の方も一向心得ません。申し上げることは独断になるかしらんとするものであります。その社会悪をどうしたらいいかという……。

○中山福蔵君　どうしたら源泉を絶つか、源を……。

○参考人(瀬川八十雄君)　源泉を絶つ……、これは私も一同考えておりますことは、つまり問題は一人一人の問題、まあ社会も社会です。要するに社会は一人一人から成立しておるの、今さら申し上げるまでもないことであ

りまするが、それですから一人々々の自覚を持つということ、それが根本だろうと思ひます。で、その悪とは何ぞやということになつてくれば、これはずいぶんむずかしい問題になるだらうと思ひますけれども、私はそういう込み入ったことよりも、これは常識的に悪いことは悪い、というのはいさぐん乱暴な言ひ方ですが、わかるのです。ですから深いことはおいおい研究もすれば勉強もするだらう、まず足元から、これはよくないことだなというのと、足元からやっていたら、いづつまでたつてもどうにもならぬ。まず個人が足元からやるべきことをやっていると、それが根本だと思ひます。

○中山福蔵君 これはあなたが宗教家であらせられる關係上特にお尋ねしたのです。私は日本の指導者階層はうそを言つておると実は考へる。私は人間の赤裸々な姿というものを、人間とはこんなものだといふところを、一応現実の姿を現わしておいて、こういうふうな人間をいかにして救うかといふところに於てなければ、これは現在の世の中がますます虚偽の世になるとふだんから見えておる。私は七、八年前でありましたが、お正月にいろいろの方々に岡山の金光教の最高幹部の一人を放逐された方がおつた。で、それは自分として、人間として、男として生まれ思春期というものにどういう苦しみを受けたか。その苦しみをどういうふうにして押えたか。人間のありのままの姿を話したのを私は一回聞いたことがある。そういうふうな、何と申しますか、飾らない意見というものが今、日本の指導者の中にあまり吐

かれないのです。これは私は日本の社会指導権を握られる方々の一つの、何と申しますか非常な欠陥だと見ておる。私はもう少し人間性というものを露骨にちゃんとまず認識して、そうしてこいうふうなものが人間の本体だ、本性だといふことをはっきりと相互に認識して、そうしてその上に立つて社会改良といふものを考へなければならぬと思ふ。現在の日本の文部省のやり方なんか、言われることを聞いとおとすが多い。私は非常にこれを悲しむのです。今日の社会改善、新生活運動なんかもうそういう点が非常に多いと見ておる。あなたに今日こうして特にお出ましを願つたのでありますから、ことに私はこの荒春問題について、あなたの高邁なそういう点についての識見をお伺ひして、そうしてそこから流れ出るあなたの荒春に対する御意見を承わりたいと、こう考へておつたのです。

それで私は救世軍の方々がいかにか社会改善の問題について御奮闘なさつておられるかといふことはよく承わつております。毎半いささかながら私は寄付もしておるわけでございます。それでございいますから私は今承わつてみますと、非常なる社会悪だから、これを退治しなければならぬといふことはよくわかるのです。しかしながらよつてきた原因といふものをもう少しこではつきりおしやつていただいて、自分では荒春法をこさえる前に、まずこの身売りをしなればならぬ家庭をどういうふうな救うかといふことから御出奔なさらないと、やはりほかの三人の方々の、あるいは法律家として、あるいは

は現在の事業家として、業主としてのお考へとこれは一緒になる。結果に対する対策以外には聞かれぬことになりまふ。あなたは立場が異なつておりますから、私は特にその点を一つお伺ひしておきたいと思ふ。これは家が貧乏でなければ、こいうことは起つてこないのです。あるいはある方面にはまことに悪党と申しますか、業主の方にこゝに來ておられますけれども、中には非常に悪い人がいる。こいう人の犠牲になつて、いわゆる甘い汁を吸われるといふこともある、こいうこととともあります。しかし私はこいうことを言うのじゃありません。しかしその甘い汁を吸うといふことも社会悪の欠陥からきておると、言葉をかえまして、経済的にいかにして人をしぼるか、いかにしてもうけるか、いかにしてせいたくをするか、こいうふうな人がいゝゆるばつこ跳梁しておる姿も一面では現れておるわけですね。しかしながらいかなる点からこれを考へてみましても、いわゆる性欲と経済上の問題と、これ以外には私はこの荒春といふ問題は生まれ出る余地はないと、こ

う見えておるのですが、こいう源を断つ問題を一つあなたの立場からもうちよつと伺つておきたい。これ以上は御質問申し上げません。

○参考人(瀬川八十雄君) 大へん大きな問題でありますから、私がこれをよくこなせるかどうかはなほだ心もとなく、責任を感じる次第であります。そこで、終戦直後公娼廃止とともに官會議の決定いたしましたので、全国に十七カ所の保護施設を始められることになりまして、矯風会なり救世軍なり、その他の団体がこれに預かること

にしていたきました。そこで去る五年か、その内外の統計でございいます。これはごく今年というわけにはいきませんが、何がゆゑにその婦人寮に入るようになったかといふものと原因です。まず、素行不良といふのが八%。好奇心が六%余り、自暴自棄が二%、性格異常が四%、放浪性が一%、幾ら、両親がなくなつたといふのが一%、家庭不和が一%、離婚が二%、家出あり、生活困難、これが一番大きい。それから誘惑が八%、それから強姦されたがもとでといふのがあり、まあこんなやうなわけで、パーセンテージがいろいろ出ております。ところで實際に當つてみますと、その原因をただ一つにするといふことが非常に困難です。貧乏でもあつたり、家庭の不和でもあつたり、誘惑の受けやすい人もあつてみたり、ですからもうこんがらかつておるのです。ですからたとい貧乏であつても、精神がしつかりしておつたらそれに負けないといふことは幾らもあり得る。貧乏の人の家庭から必ず片つ端しから出るとはきまつていないのですから、それですから貧困だけをとりえれば、あれもこれもみな貧困が原因になつてしまふといふやうな状態に見えるのであります。それでですから、私は宗教家の片端でありますから、ことにその点に心が向つていくのかしらりませんけれども、つまり要するにこいうふうな娘たちの出てこない、周旋人がたまたまこゝで、出てこないやうにするといふのは、つまり健全な家庭といふのが、これがまあ一番大事だと思ふのです。健全な家庭といふのは、何も金持ちでなければならぬといふわけは何もない

のであつて、貧しい家庭であつても、それにひつかからないで、こいうものの原因にならないで済んでおる。われわれの寮に來まして、そうして更生して、同じ家庭に帰つて、同じ貧乏な暮らしをしておつても、またもう一ぺん転落するといふことはなしにおる婦人が幾らもおるのですから、そんなふうにもおるのですから、それでですから貧困といふことばかりが原因になるとはきまつていない。そうすると、結局は経済上の問題が全然關係がないとは言へませんけれども、根本の問題はどうしても私は家庭にあり、家庭を組織している一人々々の知能の問題であり、さらに進んで精神の問題に至り、また宗教的の感化といふものに大いにあるといふつもりで、われわれのところへ來る娘たちにできるだけそれを強制しない程度で、これを努めておるといふわけでありまふ。

それから青年の性欲の問題であります。これはもう深刻なることは言うまでもないことであるが、こゝにああいうふうなネオンサインでもつてきりびやかにやられれば、好奇心も起つてきて、ふらふらとそこへ行くのは、思春期にある青年としてはそこへ傾くのはもう無理のないところがある。その点から言つと、ああいうきりびやかにしておるの、あの人たちが對して突にかわいそうなやり方だと私は同情して……ああまでして直接、間接誘惑して、迷わさなくてもいいのにとこいうふうな思ふ。そうするとこれを拒むわけにはいきません。これに打ちかつようにするよりほか仕方がない。そこで幸ひにして青年団の方々に

おきまして、今朝ほど話のあったように、青年の性欲のはけ口だなんていうのはもってのほかで、われわれそんな精神は、はばかりながら持っておられぬぞというふうな自覚を持っておられる青年が日本におられることは、実に頼もしいことでありまして、青年団なり、その他の青年運動をますます盛んにし、あるいはスポーツを盛んにし、それに加えて私ども勝手なことから言え、宗教的信念を植えて、そうしてそのきわどい危険状態を乗り越えて、さしめていく、そういう事例は、われわれの宗教団体には山ほどあることでありますから、ますますもって、これではなればならぬとは私はここで言いませんが、そういう精神運動は日本にはなさ過ぎる。デนมーが九十年前に敗戦のうき目を見て道徳低下したときに、何によってこれを復興したかといえ、組織の上からいえば協同組合であり、精神的な方面からいえば国民精神の高揚であり、その次に持つていつてグランドウィイという牧師が聖書を持つて立ち上って国民を目ざめしめ、ことに青年の運動をやつて、聖書による運動をやつて、それで荒れ果てた砂地ばかりの地面で、天然産物の石炭もなければ石油もない、農業に適しないあの國を復興させて、文化國家を作り上げる。アンダーセンも出てくれば彫刻家も出てくる。また立休農業でもって輸出にして、あの英國をすらすらうてる、こういう状態でありまして、どうかこれにならうていきたいものと、私はそういうふう感じております。

○中山福蔵君 これ以上は議論になるから申し上げません。

○宮城タマヨ君 瀬川先生は長年の間、この種の婦人を救済切れないほどたくさんお救いいただきまして、私どもとしても感謝いたしております。そこできょうの御発言の中に、今回の法案はもう一刻を争う、もうすぐさま通すようにという御意見をさつき伺ったと思っております。その一刻を争う早さをもつて通せとおっしゃるそのことを、私は宗教家の立場ということより、長年の間この施設を、婦人を救済して下さいました、保護更生の施設を運営しておいでになりましたその結果といたしましての御意見もあるだろうと思っておりますが、この施設をもつて確かに救い、そうして更生生活をさせ得るというその点を具体的に伺いたいのでございまして、時間がございませうから結論だけ伺いたいと思っております。

○参事人 瀬川八十雄君 これはなかなか容易な仕事ではありませんで、私ごととき、このような力の足りないことを感じておるのであります。学校の先生が月謝を払って来ておるあの生徒に勉強させるのに骨が折れるし、家庭において自分の子供を教育するのにも折れるくらいでございまして、こんなにしたげられた娘たちを更生せしめるということ、これは容易なことではないと思ひます。しかしそれにしてはやはり私は先ほど申し上げたように、何ほ裏切つても、何ほねじけておつても、これは神様の子だということとを、実際に當つてみて痛切に感ずるのであります。ここにいささか統計を持っておるのであります。その十七カ所におきまして世話になっておりました娘たちが出来まして、行く先でございまして、自分のうちへ帰りまして、おとなしくなつて帰つた、安心ができて帰つたという者が三五％、それから就職した者が一七％、結婚した者が二・八％、それからその施設へ移管した者が一％、その他友だちのところへ帰したとか何とかいろいろなの九％、無断退去した、逃げていったのが二五％、こういうことになっております。それですから不結果というものが四分の一と云うことになっておる。私は初めこの仕事に携わりますときに、十人に一人もよくならぬなら、やつてみないとそれどころじゃありませんで、不結果に終つたというものが二五％、しかも二五％不結果に終つたやうでありますけれども、これがその後うちへ帰つてちゃんと結婚してゐるというのもありまして、私が偶然になかに行くと道でもつておじぎするからだれかしらと思つた、あれは逃げていった……、ところがちゃんと結婚して労働に従事してゐる。子供を背負いながら神聖な仕事に従事してゐる、今まで働くことがばかしくてそんなういうふうになつてゐる。あるいはまた家庭を持った者が買ひ物に行つたら、顔見知りがあるからだれかしらと思つたら、あれが寮から逃げつていったのであるが、ちゃんと落ちついておると云う工合でありますから、不結果が二五％といつても、あながちそればかりじゃなくて、知らないでいい結果になつてゐるものもあるといふこという状態でありまして、私どももしましてはまことにふつかな者でありますけれども、これだけの仕事

できたといふれば、これは私どもだけの力ではない、御当局のお骨折りにもよる、また多くの方々の後援によつて、何ういふことができたと思ひまして、何とも言へざる感謝をしております。ただ一人救つても十分だと思つておるのにこんなにもよくなるものとするれば、これはほんとうにありがたい仕事で、金の意義もあり、骨折りのかいもありまして、引き続き何分よろしくお願い申し上げます。

○赤松常子君 私も長い間先生のそういう困難なお仕事に終始変らず全力を捧げていたことを、ほんとに感謝いたします。そこで今度の法案の、今どうなりますか、その運命がここ半日できまらうかといふところなものでございまして、もし不成立になりますといふと、その原因が更生施設が不十分であるからといふことになりそうなのでございまして。午前中の各参事人のお話しも皆そこに一抹の不安をお持ちのやうでございまして。そこでわれわれもちろんそういうことは十分考へておりますけれども、貧弱な國家財政でそこまで実現できないのでございまして。そこで私具體的に何をお願いしたいことは、先生の御経験から、どのくらいの予算を要すれば理想的な、まあ五十万人を直接対象とした施設といふものがございましてか。大体第二国会のとき宮城先生が御中心になつて作られたその法案にも、ささやかながら五億円の予算で一つのモデル・ケースを作つて保護施設の模範といふものを打ち立てられたこともございまして。この間川崎厚生大臣も八十億円を要するといふやうな、まあ御意見も御発表になつたのでありま

す。で、先生の御経験からどのくらいの予算を要するものであらうか。われわれも少しずつ研究をいたしておりますが、この次の段階としてはそういう点を大いに研究して早く充実に厚生施設を作りたいと思つてゐるものでありますから、その先生の御経験をも土台とした予算の点について、もしございましたらお教を願ひたいと思ひます。

○参事人(瀬川八十雄君) ただいまの十七カ所の施設、福岡から仙台に至りますまでの間に十七カ所あるんでして、そのほかにも一カ所札幌にありまして、これは厚生省関係でなしに、札幌市関係でこれは救世軍に委託さしていただいておりますが、つまりいわば十八カ所ともいふことが出来るかと思ひますが、今日当局から委託費としてちやうだいておりますのは、東京の場合において一日一人頭百四十二円何がしといふのであります。これが事務費及びその保護収容費合計百四十二円一日まかなうといふ、これの中に何もかも皆入つておるわけなんです。これはやはり方によっていろいろであります。私が、私どもの経験からいへば、そう今ことさら優遇をするといふことはどういふ時節でありますから、それはもう避けた方がいいと思つてゐるが、ますます普通によりまして百四十二円一日あれば、事務費から保護する一切の費用は、十分というわけにはいきません。い、何とかそれによつて間に合はせておるやうな次第でありますから、それですからも今一万人といふことになればつまりそれを一万倍すればいいといふことになるわけなんです。

○市川房枝君 私は中川先生にちょっとお伺いしたいんです。今度の法律は売春というところは悪であるということの基本に立っておるわけなんでありまして、それで売春婦並びに相手方となつた者も軽微程度の処罰をする、それから売春せしめた人たち、周旋者、業者あるいは場所を提供した者、資本を提供した人たちが罰することになつてゐるんです。売春は悪であるという基本について、先だって衆議院の法務委員会での議論を見ますと、売春は悪であるという考え方といふか、悪じゃないんだ、悪ではないんだけれども、これを処罰するといふか、これはまあ私も法律の専門家でないからよくわかりませんが、いわゆる悪だという基本に立つ場合には、これは自然犯といふので、それから悪ではないけれども、これを行政的にいふゆる罰するんだ、これは行政犯といふんだと、一体この売春処罰はどっちに立っているんだと、これは行政犯なんだと、こういう御意見も相当出ておるようでありまして。今審議中の法律は自然犯だといふ立場に立っての法律案だと思ひます。この点一体自然犯であるのか、行政犯であるのかといふことについて先生の御意見と、それから世界の各国でこの種法律に対する考え方をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(中川善之助君) お答え申し上げます。世界各國でどういふふうになつてゐるか、特別私は研究したことはありませんので、お答えできません。右側を歩けといふのを左側を歩いたから罰するのとは話が違ふと思ひます。ただ自然犯だといふ、悪いといふ

ことの根本に、私さつき申ししたように女は金で買えるものだといふ気持、買えるものなんだが、それを買うのが一休いいのかわいひの、少しは買わなければ工合が悪いんじゃないかといふという言ひわけがついてゐるだらうと思ひます。一番根本に……これは割合に売春取締法をやれやれと言つてゐる人たちの中にも、一番根本に女は売りたいでいるものだといふふうにも考へるものがある。売りたいでいるものだが、売りたいじゃないかぬ、こういう立場にある、こういう考へがあるのじゃないか。それが一番根本に、先ほど申しましたように、ほんとうの意味で両性の本質の平等の意識がまだできてゐない。男についてはそういうことをとくに問題は解決してゐると思ひますが、女については残つてゐると思ひます。私先ほど、あまりこれは更生施設等もないのにやつてもいけないといふ意見もあるが、更生施設がなくてもやつた方がいい、それはあまりきき目がいいからだといふような大へんアイロニカルなことを言ひましたが、私提案者の方々に申しわけないかもしれませんが、そうきき目はすぐいだらうと思ひます。しかしながらこれができれば、やはり女のからだをかういふこととはできないものだ、国家はそれを悪として否定するのだといふ宣言だけはこれは通ると思ひます。で、その薬のことを私よく知りませんけれども、ベニシリンとか、オーレオマイシンとかいふよくきく薬は、これは十分予防その他健康診断をして医者の指導に従つてやらなければなりませんけ

れども、あまりきかない薬は、普通の昔流の売春ならやつてもいいといふようなもので、さしたつてこれですぐ売春婦といふものがなくなるといふわけにはいかないところに、私はむしろこの法案が今日成立する価値があると思ひます。そうしてあとでできてから更生施設をしなければ、だめだといふのならあとからすればいい。それからまた中間にはおそろく行政的な措置があると思ひます。警察なり、あるいは検察庁なりの行政的な措置があつて、そうして初めから検察官が、検察庁あげて検挙に乗り出すといふことにはおそろくならぬ。そういう緩衝時期があつてだんだんにいくので、今算的措置がないからこれをやめようといふようなことは、結局最後のところにくくと、女のからだは買えるものだといふ考へをばかしてゐるんじゃないか。少しこれは言い過ぎかもしれませんが、私はそういう邪推をするのであります。

○市川房枝君 それからもう一つお伺ひしたいのは、この法律はさつき申しましたように、ごらんのように業者を処罰することになつておる。その業者といふのは現在も勅令九号その他で実は法律では許されてゐない、黙認されておる。これは先般の法務委員会でも花村法務大臣に今の赤線区域といふものはどういふ法律的根拠によつて作つてゐるのかとお伺ひいたしましたところ、いや法律は禁止しておるのだ、黙認なんだ、こういうことをおつしやつておりました、その黙認をされておる業者、こういう立場から申しますと、実はこの法律が通過した場合に業者はやめなければならぬ、そ

うするとそれからくる経済的な損害といふものがある。これが相當ある。これに対する補償をしておし、すべきたらう、こういう意見が衆議院の法務委員会では参考人として出席された業界の代表の方がさういふことをおつしやつておる。一体こういう法律で認めてない、禁止しておる業種に対して補償といふことはすべきであるかどうか、これについてのちよつと御意見を……

○参考人(中川善之助君) 私は法律的には何もさういふ義務はないと思ひます。一つは法律を作つてその法律によつて不利益を受けた者がさういふ補償が請求できるということはないだらうと思ひます。しかし問題がさういふ非常に広い問題でありまして、そこはさういふ大きな法の改革をなさる以上は、それによつて起る穴をできるだけ小さくする、それも一つの社会なんでありまして、その社会にできた穴をできるだけ小さくしていくといふことは必要だと思ひます。ただこれでもこれは地区改正で道路をつけたからその補償をやれとか、かえ地をやれとかいふようなことは私は話が違ふと思ひます。

○市川房枝君 私のちよつとお伺ひしたかったのは、さういふ法的には禁止をされておる業種に対してでもやはりしななければならぬか、あるいはまた普通の生業、普通の正当な法律に許しておる職業に従事しておつて、それが法律の施行によつて損害を受けた場合の賠償といふ問題と、認めてない場合のことです。それはどうですか、ちよつと……

○参考人(中川善之助君) それは違ふ

と思ひますが、しかし非常にやはり甚の問題があると思ひます。やはり甚の問題としての……ですから先ほど申すようにそれに対する補償の請求権といふものはないと思ひます。ないと思ひますが、一つの社会問題として……その点では勅令九号へは入りませんけれども、直接の売春婦自身も同じ問題であると思ひますけれども、やはり非常にたくさんの方が急に生活困難に陥るというのに対する何らかの政策がとられるといふことは、やはり好ましいことだらうと思ひます。

○市川房枝君 これとちよつと似ておるかどうかわかりませんが、たとへばやみ屋の買出し、あれは食管法によつて禁止されておる。それをくぐつて買出しをやつておる。ときどき検挙もあるわけなんです、これを食管法をはずしてしまつていふゆる自由にしてしまふといふと、やみ屋はそれでもって職業を失うのですけれども、一体さういふ人たちに對する生活の保障の問題、これはちよつと今の問題と違ひますけれども、どうですか。

○参考人(中川善之助君) だいぶん演習のようになって聞かれましたが、何かさういふ人に職安方面にしろ何か……、いわゆるやみ屋といふものも非常にたくさんあるのですから、それがみんな全然その日から生活の法がなくなるというところは、やはり困ることだらうと思ひます。ですからやはり何か方法を考へてやるのが政治家としては必要なんじゃないか。法律的には問題になりません。法律的にはこれは売春の業者とやはり同じような問題にならないと思ひま

問女僕にもいろいろあるのと同じことでありまして、どうもそういう方がやつておられるか、わかりませんから、その結果がどれだけ期待が持てるかということもそれはわかりません。しかし、社会事象の実態調査というのはなかなかめんどろでありまして、非常に優秀な学者が数名加わっておりまして、それだから必ずその結果が正しいということは言えないですね。これは自然科学の、あれほど精密な、試験管でやる実験室の実験でさえも非常に正確なんですから、いわんや、非常にファクターのたくさんある社会関係を調査するということは、なかなかそう正確に、する者はそのつもりでやりまされども、いきません。ですから、いかに優秀な学者が参加しておつても、必ずそれが正しいかということとは断言できないと思います。従つてそういうことの調査は、なお幾つもの調査が行われて、そうして普通の学問であれば、たとえば農村問題ならば農村問題、どこの大学で一つ農村問題をやつたからもうそれでいいというものじゃありませんですから、もっともつと研究が行われることが必要だと思ひます。ただ問題は政治問題であつて、こちらの方はそうしてこれは時期の問題でありますから、調査ができるまでは法案は待つてくれという議論は、これは立たないと思うので、それは一つの調査ができて、完全な調査ができて、その上でその法律を作つてもらふといひ

うことはけっこうでありますけれども、そんな法律はおそらくないだろうと思ふのであります。そんなことをしていたら百年それこそ河清を待つて、百年たつても一つの法律はできないかもしれないですね。でありますから実態調査も私はけっこうであると思ひます。それから學者の方が参加しておられればなおさら正確な実態調査が期待される可能性が多くなると思ひます。思ひますが、しかしそれはもちろんこの委員会の問題とは違ふのじゃないかと私思ふのであります。内容については一向存じません。

○市川房枝君 中川先生に対しての私のお伺ひしたいことは……、どなたかほかの方でございませう……。

○赤松常子君 中川先生、今最初この時期においてこの法案の成立を賛成なさいます御理由の一つとして、この法律ができて、逆にいえば案外効果がないだろうというふうなお建前に立って賛成だとおっしゃっておいりましたけれども、そう理解してよろしゅうございませうか。その意味をもう少し……と申しますのは、法律ができますれば必ずそれは守られなければならぬとまあ私も思ふのであります。法律論の立場からいへば……、政治論の立場からいへば今先生のおっしゃるような言葉もよくわかるのでございませうけれども、もう少しその言葉を足していただきたいと思ひます。

○参考人(中川善之助君) 私はさしあつたての間題としては、さきからもお話した通り更生施設の問題、五億だ、八十億だという問題があります。それはとても出ないというふうな問題もある。しかしそれならばそういうことに

ついで、従つてもしも法案ができれば不平もあるだろうと思ふのです。何もしないでおいただけ禁止したつてだめじゃないかというところもある。そういう不平があれば、またなかなか赤線青線といったようなものも幾ら法律外の現象であつてもむげに押えることができないというふうになる可能性もかなりあると思ふのです。ですからそういうこの不十分どころがあつて、予算措置も何も伴わない法案を出して、それでこの売笑婦が絶滅する、半分に

なるといふようなことは期待できないというふうには私は思ふのであります。これは法律ができても事実の問題であります。今おっしゃる通りに法律ができれば、法律のねらつたところが十分実現されることが好ましいし、また法律を行つた者はそう努力しなければならぬと思ひます。思ひますが、事實として今の状態ではこの対象になる婦人がゼロになる、半分になるというふうなことは期待できないというふうに私は思ふ。これは私の見込みであります。しかしこれはもう皆なくなるといふのならば、それはどきどき目のあるものだらう、強行するといふことになりましようけれども、それならばどうしてもこれは更生その他の予算施設が必要だ、それをしないではだめとさせて、少しでも出てきたのはつかまえる、ぶち込むといふだけではだめだと思ふのであります。だからそういう意味でこの法案は五年なり、八年なりたつて、だんだんにそういう予算的な施設もでき

ておくことが必要だ、私はそういうふうにおつて申し上げた。

○宮城タマヨ君 ちょっと関連質問、中川先生にちよつと伺ひますが、先生先ほどの言葉の中に、この法案が法律として通過いたしましても、警察陣や検察陣は動かんだらうというふうなお話でございましたが、これは予算面、あるいは人員等について先生そういうふうにおつしやるのでございませうか、それともつとそこに何かわけがあるという御発言でございませうでしょうか。

○参考人(中川善之助君) お答えします、私検察陣や警察陣は動かないだらうといふことは申し上げなかつたと思ふのであります。あるいは記録録にそういうのが出ていたら申し上げたかもしれませんが、申し上げないつもりであります。私はそれはちよつと公衆の席上でそんなことを言うのははばか

春婦をつかまえて、そして一万円だ、二万円だという罰金を取つても、あとこれはどうも更生しないじやないかといふことも検事は考えるだらうと思ひます。そういう意味で、この法案の、あるいは提案者がお考えになつてゐるよりは、少しゆるくなり過ぎるかもしれないけれども、検察陣が全力をあげてこれの逮捕に向うというふうなことはな

○赤松常子君 ちよつともう一つ、先生の結論は私同じだらうと思ふのであります。先生ももちろん御賛成だと思ふのであります。けれどもその御発言が、この法律ができても十分行えないであらうから、そこに意味があるとおつしやる。その意味の点を一つ伺ひたいのと、せつかくできても、それが守られないであらうというお言葉を裏から見ますと、この法律は何か權威なきものというふうな印象を私も受け取るのであります。それは私大へん危険だし、法律輕視にもなると思ふのであります。けれども私どもはこれができるからといって、あすから一ぺんに、手の平を返したように、この社会から惡徳が取り除かれるとは思つておりません。一つのステップとして私どもは意味を認めてゐるだけでございます。それにもかゝらず先生のお言葉は、何か法律輕視、權威なきがございませう。その点を少し具体的に

た。ただ、もしもこの法律を文字通り施行のときから、あるいはつまり公布から三カ月たつたら全力をあげて少しも假借しないでやるぞといふことであれば、私もちよつと考えます。すぐ簡単に賛成できないと思ひます。それならばもうつと予算的措置とか何とかいふ問題が起つてくる、そういう意味のことを私は申しておるのであります。だから決して反対でもないし、この法案をお作りになることは大へんけっこうだと思ふのですが、だけれどもよく人が

○参考人(中川善之助君) 私今伺つておりますと、赤松さんのおつしやるのは全く同じつものように伺ひました。ただ、もしもこの法律を文字通り施行のときから、あるいはつまり公布から三カ月たつたら全力をあげて少しも假借しないでやるぞといふことであれば、私もちよつと考えます。すぐ簡単に賛成できないと思ひます。それならばもうつと予算的措置とか何とかいふ問題が起つてくる、そういう意味のことを私は申しておるのであります。だから決して反対でもないし、この法案をお作りになることは大へんけっこうだと思ふのですが、だけれどもよく人が

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

が、私の趣旨はそういう趣旨でありま

ことを前提の御賛成意見ということに

亮春婦、(笑聲)そうするとそれを、

その根本の考え方が実は非常に大事な

の心がまじりかんにあると思う。今ま

ろありますが、ところが、これがあつてもほとんど世間はこれを知らない。そしてたまたま五万というのはいわゆる実績を持った売春婦じゃないかと仰せられる方もありますが、私が男性という立場から見れば世間は、おそらく六十万を突破するんじゃないかと実は私は見ております。五万に対して社会保障制度をこれに裏づけするということになれば、まず八十億といわれていゝる。五十万と見て八百億という金がこれにせよ要るわけですね。そういったしますと、過去の法令、いわゆる都道府県条例というよりな取締りに対しても、それがあつてもなきがごとき状態のもとに新しい売春取締りというものが成立した結果どうなるか。これを日ごろ法律家として見ますときには、あまりそう効果はないんじゃないかと、私は弁護士でございますが考えてみたのです。そこでここだとえば倫理觀念の涵養とか、恩徳の善導とかかそういうようないわゆる社会運動によつて、その改過遷善というものができないものかどうか、性欲の抑圧はできないものかどうか、どちらが先生は一つ効果的だとおぼしめされますか。私はむしろこの社会改善運動というよりなものでこれはその程度でやつたらいいんじゃないかというところも一応考えてみておるのであります。どうか一つ御高邁な見識を承わらしていただきたいと思つたのです。

○参考人(中川善之助君) あまり高邁でもありませんが、やはり精神運動は非常に大事だと思つた。そして先ほどから申しましたように、日本の女が買われるものだというその考え方が非常に強いのです。これは非常に強いので、そういう国ではなおさら精神運動が必要だと思つた。ただ精神運動で片がつくのではないという御觀察は少し法律的には甘過ぎるんじゃないかという気がする。これは法律だけでもいかなければ、これは法律だけでもいゝるんだめだと思つた。ただ先ほど藤原さんが言われたように法律が少くないでも、もうすでにそこへ行く者が少なくなつたというよりな一種の消極的ではあるけれども、これがその一種の消極的な精神運動と申しますか、そういう作用を持っていますと思つた。やはり結局は先ほど青年団の方が言われたように、もっと積極的な精神運動というものが必要だと思つた。しかしどうもそれだけに頼つていけばいいんじゃないか、法律をやつても行われないうことは、ちょっとまあ何となしに逃げ口上のような、そういう意味ではもちろんありませんでしようが、聞く人によつては聞かれないことはない。それで行われぬ法律は困ると、こうおっしゃいますし、私ももちろんそう思つた。で法律の権威のためにも行われるのが必要だと思つたが、この問題は日本のような封建性が裏口にまでまだ残つておるといふやうな社会、従つて非常に夫権的で女の権利が認められないという、こういう社会では非常に困難だと思つた。だからなかなかこれが出てすぐ精神運動なしに、独立して人々の考え方が変わるというふうには、私そうはいかないんじゃないか。また、あまりそう言う法律を作るのにけちをつけると言つてしかられますけれども、私はそういうふうになつておるのであります。こ

れは私一個の見込みでありますから議論されても困りますが、しかしそれは非常にこの問題は日本ではむずかしいと思つた。困難なこと、なかなかそれが権威をもつて全面的に改善が行われるというところは、なかなか困難であるとしても、これは、してもと仮定しておかないと、また問題でありすが、しても私はいい、またそう思うのであります。従つて精神運動は説の通り非常に大事であり、それが両々相待たなければならぬだと思つております。

○中山福藏君 どうもありがとうございます。直視しなければならぬと見ております。私がパキスタンに参りましたときに、あそこは一夫多妻主義なんですね。しかもマホメット教の經典というものには憲法の精神になつておる。そして何人も一夫多妻を疑ふものはないし、これを非難する人もないわけなんです。ところが日本の明治五年からの戸籍抄本を見ておると、めかけというものはやはり戸籍に入つておる。そしてだんだんそれが進化して現在の一夫一婦主義というところになつておる。そういうふうな過渡的な階段をたどつて現在のいわゆる社会組織というものが日本に打ち立てられておる。そこでこの過渡的な實際面を私も一つよく直視して、いかにしてこれをいいところに理想的に引き上げておるかこれは法律の力により、あるいは道徳の力により、あるいは宗教の力によつて大いに各人連帯して努力しなければならぬといふことはよくわかるわけですね。ところがたゞいま申し上げましたような多数の都道府県の条例があつて、これを的確に私は適用していけば、この売春取締法というものを作ると同じ効果が上るのじゃないか。その既存の、すでに現在ありまるところの都道府県の条例というものを厳格に施行することから意つておつて、さらに多額の予算を伴うところの法律を通すということ、これは実はいかになものであらうかということ、法律家として私は考えてみておるのであります。従つて日本の道徳的な社会組織面も一応は考慮の中に入れておいて、これは考えておかないといふと、売り手、買い手のいわゆる経済の取引みたいな考え方をただからではこれはいかに点々今までの既存の法令だけでは取締り不可能である。不可能であるといふのは、どうしても売春取締法というものがさらに強化せられなければならぬ、こうなつてくるわけですね。どうでしょう、その点はどうかお考えでございますか。

○参考人(中川善之助君) 地方の条例は基礎周辺に発生してあるので、全国的に言へば非常にいいほどでもありませんが、まだわずかであります。どうもこれは日本人の専断主義かもしれないが、条例というものは、やはり法律よりも軽く見られるところがあると思つたのであります。しかも隣の村にはないじゃないか、おれの村だけあるじゃないか、こういうようなことになつてくるという、そこにもつてきて、女は買つべきものだといふやうな考えが頭にあるのですから、なんだ、隣の村にないものをうちの村だけこんな変なものを作つてというところになると私は思つた。ですから、こ

れは全国的に各市町村が条例を作つて行えば同じだと思つた。しかし、これは市町村にそういうことを命令するわけにもいきませんのですから、やはりそういう状態であれば、なおさらその国の法律というもので方針をはっきりさせることが必要なんじゃないか、私はそういうふうに思つた。それから国情の事情を考えると、お話ししてありますが、これはごもっともで、法律が社会の實際から非常に飛躍すれば、何の足しにもならなくて、何の力もなくなくなつてしまふ。ちょうど磁石で鉄片を引つぱるやうなもので、あんまり遠く離せば鉄片はついてこない。ある程度近い所へ持つてこなければならぬ。あまりくつつけておくのも意味はない。そこで引つぱれる限りの一番遠い所へ持つていくのが一番いい立法だろつと思つた。そこで明治五年にめかけといふものがあつた。しかしこれはめかけといふものが戸籍からなくなつたために明治十年、十一年、十二年という間に非常な闘争をしておりまして、それがなくなつておりました。あれがもしあのときに闘争がなかったとすれば、今でもおそろく残つておるかもしれないと思つた。それからパキスタンに一夫多妻を認めておりましたが、トルコはすでに一九二〇年ごろにイス民法を輸入しまして、一夫一婦にしました。それから中国は孫逸仙の革命の後にはばくく民律草案という清朝の末期にできた草案を使つておりまして、これは一夫多妻を認めておりましたが、民国五年でしたか、中華民法を作つたときにはやはりイス民法を手本にして一夫一婦にしてました。あれほど一夫多妻の行われて

おる国で一夫一婦の法律なんか作られても行われたいのではないかと、というところが言われたのであります。従ってそれはなかなか行われなかったものであります。行われなかったものであります。今日中国の新生活運動なんかの出でくるや、一つそれは導火線になつてゐると思ひます。だからどこかで現実から一歩前に法律が出なければいけない。法律が現実にくつてゐるのでは仕方がない。しかも二歩も三歩も出ないといけないので、その一歩出るといふところが法律立法の一番むずかしいところだらうと思ひます。そういう意味で売春等処罰法案は、一歩あるいは御婦人の足で二歩くらい出たところで大へんりっぱな法律だらうと思つておられます。

○藤原道子君 実は今中山委員から地方条例でやれるのじゃないかというやうな御質問に対しての御答弁で、私の点は満足したのでございませうが、実は日本に売春等処罰法案がないために実はこれは二十七年の七月二十四日の朝日新聞に報じられておるのでございませうが、アメリカの上院でオハラという議員が日本の軍事基地周辺で売春が盛んに行われておる。これに対して日本から苦情文がたくさん来ておる。これに対して実情調査を要求したのでございませう。これは一月だと記憶いたしますが、それに対して七月二十三日の米国の上院にこれは書面で回答文が寄せられておる。その中に日本では売春は過去数百年來行われておる。それで政府もこれを黙認しておるのだ。それからその次には若干の地方条例を除き日本政治、法規は売春禁止よりは性病予防を目的としておるのだ。それから

その次には米軍当局は売春を行つたり、またはこれに關係する日本人を取り締る管轄権はないというところが書面回答で出ておる。これは世界中の新聞に出ておる。私はちやうどインドネシアのパキスタンにゐるときに、このうたを、日本は数百年來の売春の国だといふやうなことを世界中の新聞に掲載されても、お前たちは黙つておるのか、だからこそ日本では米兵に大事な娘がじゃうりんされてゐるのじゃないか、一体どうするのだといふことをジャカルタで言われたのでございませうが、まさにその通りで私は非常に恥かしい思ひをして来たやうなわけですが、だから地方条例がございませう、やはり取り締れば隣の村へ行くと、よせば戻つてくるといふやうなところが、実効が上らないと同時に、外国ではそういう考へ方をしている。こういう意味から言つても、私はにもかくにも売春処罰法をここで制定してそして外国に對しても、國際連合に加盟するに際しても、やはりこの基本法だけは確立しておきたい、こういう念願に燃えておるわけなのでございませう。そこでまあいろいろこの間からの衆議院あたりの論議を聞きましても、施設がないからだめである。やつたつて売春は絶えないじゃないか。こういうことが繰り返されてゐるわけですが、だけれどもどうも貧乏だからや。だけれども貧乏をなくしてからどうもぼろを取り締つたらいいというやうなわけではないのであります。と言つてどうぼろを取り締る法規はあるけれども、どれぼろは絶えないのであります。けれどもどうもぼろは犯罪であるといふこととございませうから、これはある程度

自衛ができておるけれども売春取締法もそういう意味において、私は貧乏を根治すると同時に、貧乏には貧乏に對処する法規はあるわけですが、こういう意味から私には絶対必要だと、こういうふうにも考へるのでございませうが……

○参考人(中川善之助君) 今の新聞に出ました日本側からの回答というものは、どこから出した回答でしょうか。○藤原道子君 これは日本側からの回答ではないのです。オハラ議員が上院で国防長官に質問したので、調査して回答を与えよといふことに對して、アメリカ上院に回答している。それが世界中の新聞に出て、日本の朝日新聞二十七年七月二十四日の夕刊に出てゐるのです。

○参考人(中川善之助君) 先ほどのマリアルブの奴隷を解放したときに、ペルーから抗議が来たといふのに對して、江藤新平はすぐ太政官布告を国内に出しまして、ペルーにも同趣旨の返事が行つたのですが、その太政官布告には、人身売買は古來禁制のところと書き出してある。禁制のところと近時往々法網を潜つてこれをやる者は自後嚴重に取り締る、こういう書き出しをしてありますので、数百年じやありませんので、これは明治五年にすでに古來禁制のところと法律が出ておるのであります。

○市川房枝君 石橋さんにちよつとお伺ひいたします。石橋さんはさつき御意見を伺ひましたように、業者の方の代表としてきょうは御意見を伺つたわけとございませう。実は衆議院においても参考人としてやはり同じ全国性病予防自治会の理事長が御出席になりました。それはそれでお述べになりました。私はそれと傍聴をいたしたのであります。それが、その際の鈴木さんの御意見と、きょう伺ひました石橋さんの御意見とは少し違つたやうに、実は伺つたわけですが、というのは石橋さんの御意見は、最初にはやはりこの売春処罰法には賛成であるといふ御意見を伺ひまして、私も大へんにうれしいわけでありませうが、全国性病予防自治会としては、この売春処罰法に對する会としての御意見を御決定になつておるだらうと思ひますけれども、どんなふうに御決定になりましたか。先ほどの石橋さんの御意見は、団体の御意見だ、あるいは団体の決定とは多少お違ひになつておりますかどうか、その辺をちよつとまず最初に伺つていただきたいと思います。

○参考人(石橋幸八君) お答えいたします。私は売春法に賛成と申し上げましたが、賛成する上におきましてはそれ相當の手續を踏んで、そしてこの法律を作つていただくことを賛成申し上げますと申し上げたと思ひます。ただいたずらに何らの保護施設も更生施設もなくして、かような法律をお作りになることには私は賛成しかねるといふことを申し上げたのであります。それからこの全国業者が協議したと申しますが、実際の調査の問題でありませうが、なるほど全国の業者が相寄りまして業者の実態調査を學者の方の手によつて調査したことは事実であります。それに要する費用がおよそ五百万円くらいは要するであらうといふことに一應決定したことも事実であります。したが、しかしながらなかなかさうい

う問題はその學者の方々から申入れがありませうけれども、これをもって直ちにこの売春法案を粉砕するところの材料にするといふ考へは持ちませう。ただこの売春法はおよそ今日の統計等を見てみましますと、統計等がない、よつてあつたやうな方には非常に精神薄弱者か、あるいは変態者か、低能児かといふやうな世間の誤解を大多數受けておる、かように思ひます。そこで私らの赤線と申しますか、この終戦前までの貸座敷と申しますか、一定の地域に許可を得てやつておるものに從事するものが推定五万と申します。六、七万と申します。さういふところの働くとところの従業婦の方が果して低能者であるか、あるいは精神異常者であるかといふことも一應今日調査する必要があるであらう、こういうやうなことでございまして、しかしながらこれは全国の業者が相寄りましておおよそ推定一万五、六千でありませうけれども、そのうちには非常に意見まちまちでありまして、ちやうど一つの問題にたえまして、保守と革新が意見相反するやうに、全国の業者もこの調査に賛成する方もあるし反對する方もあるものであります。しかしながら最後は不平不満もあらうけれども、これは多數が決したといふやうな面もありませう。非常に石橋幸八は九州の実は代表でありませうが、まだ九州の一人の調査もやつておらぬやうな実情であります。そこでその調査に要するところの費用もまだ一銭もやつていない、かような状態でありませう。ここでお尋ねになつておられますが、一昨日本あたりの新聞を見ておられますと、何か三千万か

五千万の金を運動金に要した、そうして大々的に先生方を買収したかのごとく新聞に報道されておりましたけれども、全国の業者はさような余裕あるところのお金を持ちません。全国の性病

予防自治会本部は虎の門にささやかなところにかまえておりまして、それに従事するところの事務員と申しますか、六、七名おられますが、その方々の給料すらも満足に払われないうのが現状であります、なかなかさうな大金をもつてこの法案に向う、その資本にするような金はいささかも、一銭たりとも出しておらんことは私ははっきり責任をもつて断言申し上げて差しつかえないと思ひます。

○藤原道子君　その業者で買収したし
ないは別としてまして、今度の運動に一
文も出していないとおっしゃるのは、
それは九州地区のことでございませう
うか、全国の業者が一文も出していな
いと言われることでございますか。そ
の点明確にしておきたいと思ひます。

○参考人(石橋幸八君) お答えいたします。私はこの買収の運動に一文も出してないということは申し上げた。先生方を買収するところの金は一文も出しておりません。

○藤原道子君 それはそう言うでしやうね。

○参考人(石橋幸八君) それでその全
国の費用としましてはいささかはやは
り維持費として出しております。

○市川房枝君　売春処罰法に賛成する
とは言つたけれども、それには条件が
あるのだというお話でしたが、その条
件はさつきはあまりはつきり伺わな
かつたようですけれども、その条件をち
よつと伺わせていただければ幸いと思

います。

○参考人(石橋幸八君) それは私から申し上げるよりも、先生方が国民を平等に取り扱つて下さつたならばはつきりすると思ひます。

○市川房枝君　ちよつと具體的に……、よく今のお話だけでは私わからぬのですが、具體的におっしゃっていたれば幸いです。

○参考人(石橋幸八郎) 私は一片の法律で、かような性の問題を解決して、罰則によつてするといふようなこととは、性の問題はさいぜん申し上げましたように、衣食住よりもこれが優先じやなかるうか、かように私は考えておりましたのです。そこでこれは私ども

もむろんときによってお上から奨励され、懇請されて営業をやった時代もございました。また排斥された時期もございます。さようなことでありますから、むろん昭和二十一年の二月にマツカサー指令によって公娼は陸止されました。むろん前僧も棒引きいたしました。

しかるべきじやなかろうか。そこで私は、これはまあ業者の話でございしまするが、かりにすき好んでこの業態に入るところの従業婦の方々は全然ないとは申されませんが、私の経験から

らいきますと、世間の人がなかなか
 こういふ女の方々をお救い、引き立て
 てやろうという方はおそくな
 いのであります。それは生活保護法と

か、あるいは医療保護法とかあることはありますけれども間に合わない。さいげん救世軍の先生がお話しになりましたように、一人の費用が百四十二円とかと言われましたけれども、その人だけならばあるいは百四十二円というところで助かっていきますものかもしれ

ませんけれども、その働く女の家族は、あるいは三人、五人と抱えておるものがある。九州の実情は私が私は大平と想います。それが多うございます。で、これが直ちにその人ひとりとは助けられても、それじゃ家族のものはどうなるか、あるいは不時の災難にあつてそうして病院

へ行く。あるいは長わづらいをしておる。家族が……、そういうものの今日保護は、救済はいろいろあることはありまするけれども、それはほんのわずかでありますして、しかもお役所式で、手取り早くこれが実現できないのが今日の現状なんです。さような

面もよく御検討いただきまして、そうして私はそういう法律を作つて下さるならば、私は決して反対はいたしません。賛成もいたします。また国民でありますから、反対しなくても、これは通りますすれば、美しく法を守つていく精神は持つておるということを申し上げたわけでありませう。

○市川房枝君　そうすると法案には賛

成すけれども、それにはその女たちの救済施設というものを作れ、あるいは女たちの家族の生活も保障しろ、そうすれば養成すると、それでなければならぬという御意見と承わつて養成できないという御意見と承わつ

てよろしゅうございますか。それからそれに対してもしそういう御主張だとすれば、一体女は現在何ほいて、それに対してどれだけの予算が要る、ある

いは家族に対してどれくらい金が必要か、そういう予算なんかというものについて業界としてお考えになっておるのでしょいか、どうでしょうか。

○参考人(石橋幸八君) お答えいたしました。私はまださようなことまで実は研究いたしておりません。

○市川房枝君 あなた様、と申し上げるよりも業界でそういう案はできていないのですか。

○参考人(石橋幸八君) まだ作っておりません。

○市川房枝君 業界としてはあなた様のおっしゃったように、そういう条件

○参考人(石橋幸八君) いいえ決議しておりません。さようなことは決議いたしておりません。

○市川房枝君 どうもちよつとそうい

うことはあり得ないというような気がするのですが、それではさっき初めに
 賛成だとおっしゃいましたから、そう
 かと思ったら、だんだんあとお話を

聞くところでは賛成しない。結局反対だということになるのでして、初めに伺ったのと少し違うような気がするのですが……。

○参考者人(石橋幸八君) 私の申し上げようが悪かったかも知れません。

○市川房枝君 それではお伺いします

けれどもさっき調査のことについて、これは中川先生に実はお伺いしたのですけれども、それに対してさっきあなた様からもお答えをいただいたのですが、九州地区は参加していないというのか、まだ参加していないのだ、金もまだ出してないんだというお話しでし

一業者を関係させずに、ただここに家がある、ここに業者がある、従業員がおると言うくらい程度の費用であり、それから、とても少々の費用ではこれが完結いたしません。そこで九州のような貧弱な業者は、さような費用を出してまで御協力することはおぼつかない、こういう面から、実はせつかくの全国の議決でありますけれども、まだ今日まで参加しておりません。ほかに理由はございません。

○市川房枝君 調査が全国一斉にといいますが、なされることになって、今お話しによりまして、九州はまだ参加しておりませんが、ほかにも少し参加していない所もあるやに聞いておるわけですが、それからなお、その調査の結果、どうもあまりいい結果が出ない。かえって逆の結果が出ている。業者の方々としては困るような結果もまあ出てるんだというようなこともちらっと伺っておりますけれども、こういう調査が業者の方々の、まあ利益といえましょうか、なるといってお考えの御出発は、まあ私も第三者の者からいうと、初めからどうも少しこれが私どもも参考にしていただくような、社会的ない調査というものが得られるかどうかということが疑問だというふうな思えるのですけれども、まあ業界の皆さん方が非常に御熱心に御調査をお始めになっておるようですけれども、現在の程度まで進んでおりますか。

あるいはその調査の結果が、ある程度中間報告のようなものが出ておりますかどうか。あるいは中間報告のようなものが出ておりましたら、私もぜひ拝見をさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○参考人(石橋幸八君) 私も九州におりまして、東京へはしょっちゅう出て参りませんが、まあ全国から申し上げますと、一部と思えます。一部の調査はできておるそうです。そうしてそれが今集計中というので、今月の月末ごろは、それが一部のものは完成するであろう、こういうことを理事長から承っております。それから悪い面もあるいは出てくるかと思えます。それがほんとうに權威ある調査でありますならば、やはり悪い面も出てくる。

その調査によつて私ら業者も、悪い面がありまして、どこどこまでも改めなければいけない、いいものは奨励していくように考えておりますから、あなたがその調査をいいものにするか悪いものにするか、あけてみなければわかりませんが、お説の通り悪い面も相当ございます。多数の業者の中には非常に不心得者もおりますから、おらんとは申し上げません。ここでやはり悪い面も出てくると、私はかように考えます。

○市川房枝君 その調査では、まあ学者の方が主のようだけれども、最高裁の家庭局といいますが、最高裁の方も御関係があるやにちょっと伺っておりますが、そういう事実がございますかどうか。

○参考人(石橋幸八君) 私はあまり不熱心でありまして、はなはだ申しわけございませぬが、実は学者の方々の名前すらも記憶しておりませんから、何か必要でしたらあとで調べて御返事いたしますようにいたします。○市川房枝君 別なことを伺いたんですが、この間やはり衆議院での鈴木さんの御意見のときに、前借というものは、これは女たちに貸している。しかしそれはくれてやるつもりでやっているんだ、これを必ず返さうとは思わない、返してくれればけっこうなんだ、それはありがたい、けっこうなんですけれども、前借として必ずこれを返さうとは思わない、そういうふうにとっているんだ、こういうお話があつたんですが、私もそれはそれを伺つても、そのように行われていたとはちょっと考えられないんですが、これは鈴木さんは東京の吉原の方なんです、あなたが九州の福岡の方でいらつしやるようですが、いかがでございますか。そういうふうであると借じていいのでございませうかどうか。

○参考人(石橋幸八君) お答え申し上げます。大体前借というものは、もう今日の時代にはないことになっております。しかし昭和二十二年の二月二十三日と思ひますが、全国性病予防自治会を東京で結成されました、時の政府からいろいろ御援助もいただきました、そして、そうしてむろん前借は棒引きいたしておりますが、女子保健組合というものを組織して、そしてこの女子保健組合は、あなたも業者は赤子を育てるがどとき気持で育てていく、それで組合に干渉はならないが、育てはする、こういう御趣旨でございまして、それで今日前借というふうなものはございませぬ。しかしながら、同じ一緒にまかの飯を食べている者が、その家庭に不時の災難ができた、今ここに一万円あれば、その兄弟あるいは親、子供、これが助かるという場合に、この方がどこに助けを求むるか、これはやはりもおさず、一緒にまかの飯を食う

た者のいろいろな利害を超越いたしました美しいところの気持で私は貸すというところは、何らこれは罪にならない、かように考えております。これを助けなければはかにおける道はない。役所あたりに行きまして、とてもじゃないが、二十日や三十日でさうなもの問題になりませんし、また私が申し上げるまでもなく、第三親等にもお金を持っている方があつたならば、これは法が許しません。しかし社会は非常に冷いんです。そういう面です。そういうときは金を一万あるいは二万、その方がなくなつても、あるいは本人がなくなつても、それは仕方がないでしょう。それで九州では従業員組合というものが厳然として今日も残っております。そこからは、最高三万円くらいの金は従業員組合からお立てかえする、そして月々返済をするというところになって、それは美しく成長しております。業者からの前借という問題はございません。そういう面では立てかえるような場合はございます。

○市川房枝君 女があなたの方のところに来て働いている最中に金が必要な場合に、今のような組合から融通するといふお話ですが、あなたもやはり特飲業をなさっておりますか。

○参考人(石橋幸八君) やつております。

○市川房枝君 お宅に何人女がおりますか。

○参考人(石橋幸八君) 私のところは、お恥しい次第でありますけれども、ほんの形ばかりで三、四人いるだけです。○市川房枝君 その三、四人はお宅で働くようになったときに、いわゆる金

を貸すそれが前借になるのでありますが、金を貸してはおいにならないのですか。

○参考人(石橋幸八君) 従業員組合から二万円、三万円と借りております。それだけです。

○市川房枝君 そうすると、従業員組合から前借しているわけですね。

○参考人(石橋幸八君) そうです。

○市川房枝君 それはやはり形の変つた一つの前借といえますか、あるいは御承知のように前借の問題はこれは民法の規定によつて生業を営むことを条件として、これは必ずしも表面に借用証文に書いてなくても、内容が現春をすることを条件としての前借ならば、これは返す必要はない、こういう民法上の解釈が行われている。事実それも適用されているのですが、これは業者の方が直接お貸しになれば結局それに該当する。ところが従業員組合の場合には、これは多少変わってくるので、一種の従業員組合から貸すといふことは、やはり棒引きされることを防ぐところの一つの方法として、そういう方法を九州ではとっていますか、とつておいでになるんではないのですか。

○参考人(石橋幸八君) これは大体全国的な問題であると思つております。しかしながら、よそがやっております。けれどもこのこととやかく申し上げることはできませんが、九州ではいわばおかみの指示と申しますか、そういうものに基いてやつておまして、何らそういうような魂胆があつて従業員組合を組織しているのではありません。

○市川房枝君 実はここに一つ印刷物

を持っています。これは福岡県の警察本部の防犯部の少年課が出している印刷物で、これは昭和二十九年十一月三十日に出されているものです。これは人身売買事犯の一斉取締りについでにいろいろなことがここに出ています。この中に今お話しすることに關連することが出ています。雇い主の搾取条件、こういう見出しがついて、一、二、三、四、五、六とずっとありますが、それは略しまして、おしまいに従業婦が形式的に組合を組織し、身のしるを折半していると称している地域でも、従業婦の収入分から食費、衣料貸借代、衛生費、組合費等、雑多の名義で引いているから、何ら恩恵も見出せない、有名無実にひとしい状況である。

こういう福岡県の警察の報告書が出ているのですが、従業婦の組合というのは、今お話しのように非常に組織的に、それからそういう従業婦に対しての前借といいますが、貸し出しといいますが、そういう業務をどうも行なっているようにこれを見ると見られるのですが、お宅だけは別でしょう。

○参考人(石橋幸八君) それはさいせん申し上げたように、多い業者のうちには、あるいは搾取や拘束をする、そういう不心得者が全然いないとは申しません。それと類似業者と申しますか、これが私の業者の何倍か実はおるわけでございます。そこで、そういう面には私の手も届かなければ、また干渉する必要もございません。私はさようなことのないようにこれは昭和二十二年から今日までちゃんと刷りものにいたしました。従業婦の一人々々

に手渡ししまして、さようなことのないようにやっております。ここに一部持つておりますが、九州は七県ございしますから、九州の連合会、その会長を私がいたしております。今で四年くらいいになると思いますが、その以前は池見辰次郎君が会長をしておりました。その当時は私が組合のいわば幹事長といふようなことをやっております。現在には会長をいたしております。その際、ここの刷り物をして、いろいろ警察とか、あるいは当時は占領軍のGHQもございしたから、そこを通じてやっております。ちよつと御参考までに朗読させていただきます。これは第三号の印刷で、熊本県に關するものでございます。九連第三号、「その筋の御指令により左のことを固く守っております。従業婦の皆様へお尋ねいたします。」というのが題でございます。

一、前貸、衣裳代等いろいろの名目で人身売買の行いはありません。

(註) もしありましたらば直ちに前借等は棒引きにいたします。前借等を出して下さい。但し女子保健組合の共済積立金を利用している人は違ひます。これはさいせん申し上げました。

二、居住費、食費として払っている百分の五十以外にいろいろの名称(たとえば移動証明のなにか、寝具の貸料とか天引の一割等)中間搾取されているような向きはありません。三、休業、療養、帰郷、外出等の自由を拘束されてはいません。四、店をほんとうに料理店、喫茶店

向きに改造してあります。五、家の外または軒下で客を引き、あるいは入口に立って客を招き込んでおられるところはございません。六、組合員で定められた健康診断を受けなければならない人はいません。七、性病予防、その他保健衛生施設は完備してあります。八、紹介業者のごとき者を利用して報酬を与えたりしていません。九、美容師、洋裁師等自立正業化の指導設備はあります。十、客を世話して報酬を要求するような者はいません。

再三注意いたしてはいますが、前述のような不心得な間違つた人がありました。九連の最高幹部や県支部長等の方が近日御地へ出張して、皆様と親しく懇談いたします。その折御遠慮なく勇致に申し出て下さい。必ず皆様の御希望にそつとよう処置いたします。なお御不審、御不満の方は左記へ御通知下さい。熊本市二本木町の県連合会長矢野九平宛

ということで、これが第三回目配つたものであります。私の業者はかようなことをやっております。しかしながらこうやっておりまして、全部りっぱな者ばかりとは申しません。

○市川房枝君 皆さんの団体は全国性病予防自治会とおっしゃるが、初めに私はそれを伺ったときに、何かお医者さんの、何か非常にけつこうな会だと思つたのですが、皆さんの団体に対して、そういう名前をおつけになった理由といひますか、そのようなものをちよつと伺わしていただきたい

と思ひます。

○参考人(石橋幸八君) これはちょうど敗戦になりました。当時を申し上げますとおわかりになります。お互い日本人ですから、やはりこの業界としてもアメリカ兵のごきげんをとることにはきつたの当然でありますけれども、私にも、忘れもいたしません。私は当時組合長をしておりましたが八月の十七日、県の警察部から私代表者を呼びまして、今までの戦時中はありとあらゆる御協力を願つたが、さて敗戦になつてアメリカの兵が大多数上陸するであろう、その際に駅といわず、電車の終点といわず、何万といふ婦女子が避難のために汽車に切符を買つて乗るというような混乱の時代でございました。この時期にあつたが、どうにか一つ日本の婦女子等を救う意味において、いろいろの諸規則等も言われないから、良家の婦女子を、日本の純潔をあなたがたによつて守つてもらいたい、こういうことでしきりと懇願を受けました。それに対するところの施設費用としてお金が必要ならば、知事なり警察部長なり、それぞれの金融機関からの裏づけをしてでもいいから、ぜひ一つやつてほしいという、ほんとんど哀訴嘆願的なお願いがあつたのであります。これは全国変りはないと私は思ひます。そしてそういう立場から私も当時敗戦になりました。それから、いつまた今日敗戦国でありますから、どういふ目にあつたかわかりませんけれども、また私も子も弟もみんな戦災にあつた、うらみはいささかも人後に落ちない決意を持っておりますが、さような方々のごきげんをとる

ことをきらうのは日本人ですから同じですけれども、また陛下は忍びがたきを忍び、かようなお言葉をたまわりました。私の今日意思によつていけませんとも言われませんか、泣く泣くも当時は營業をやつておつたのであります。ところが越えて二月一日にはボツダム宣言によりまして前借は棒引きいたしました。これは国の命令、占領軍の命令であるから、一も二もなく前借は棒引きいたしました。書類も当時はおりました。火に燃やしてしまつたのであります。ところが集娼を廃止して散娼がばつこしまして、治安の面、あるいは性病の面が非常に乱れたために、元のつまり貸座敷の区域を指定して、ここにその營業を、善良なる風俗を維持する意味においてやつていく、こういうことであります。その際にお作りになつたのが現在あるのでございます。そして性病予防自治会といふものをそのときお作りになつて、その全国性病予防自治会に内務省から事務官を派遣されまして、さうして事務官として御指導願つたのであります。また女子保健組合は厚生省から事務官をお送りして世話を願つて、さうして指導に當られたのでございます。そういうわけで性病予防自治会といふ名がどういふ面からかわかりませんが、ついでにさういふ面から

○市川房枝君 あともう一つで質問いたしますが、これは少し失礼な御質問かもしれませんが、実は今日参考人としておいでいただきました、最初に國學院大学の瀧川先生から御意見を伺つたのです。ちよつとあなたさまはまだおいでにならなかつたのでお聞きになら

なかつたと思いますが、瀧川先生はこの法案に対してはあまり御賛成では実
はなかつた。ところがその瀧川先生
が業者に対しては厳罰で臨んでけつこ
うだ、その点は賛成だ、というよう
な御意見があり、さらにそれにつけ加
えられて、徳川時代にはそういうよう
な業をなすつておいでになつた方々は、
社会もそれから業者自身も非常に卑下
して小さくなつていったんだと、ところ
が現在は業者の人たちが非常に瀧川先
生は、少し露骨な言葉をおっしゃいま
したけれども、大手を振つておると、
そうして中には公職についておる人も
だいぶある。一人として悪いことをし
ておるとは思つていないのだ、という
ようなお言葉が、少しはげしいお言葉
がありましたけれども、これは業者の方
々として、そういう御意見に対して
どんなふうにお感じになりますかど
うか、それを伺いたいと思います。

○参考人(石橋幸八君) 大へん私はふ
に落ちないところの御質問、御意見で
あつた私は存じております。私は日
本の新憲法に基きまして、その国民の
職業は自由なりと、かように信じてお
ります。私はいろいろラジオ、あるいは
新聞等を見まして、先生方の御意見と
して、この赤線業者から地方議会の議
員にも出て、あるいはPTAの会長に
もなるのははなはだかしからんとい
うような御意見、御言葉が出ておるま
すが、今また先生からさようなことを
承りまして、これは私は非常に不快
に実は感じておるのでございます。こ
れは私があえて業者であるから申し上
げるものではございませんけれども、日
本の憲法と、あるいは選挙法を見てみ
ましても、差別して制限を加えられて

あるところの私は法律は不幸にしてま
だ見当りません。今日いかにその人が
立候補いたしまして、その国民な
り、その県、市民がその人を信頼すれ
ばこそ、その方は当選されて私はおる
と思う。それをこういう業態だからそ
ういうものに、あるいは公職につくこ
とができないという法律がどこ
にあるかというのを私はお尋ねして
みたい。そういう方こそ憲法否認者で
あると私は言いたくなるのでありま
す。私は何ら悪いとは思つておりませ
ん。

○藤原道子君 私は参考人にお伺い
いたします。確かにあなたのおっしゃ
たように職業は自由でございます。憲
法は職業の自由を保障しておりますけ
れども、どの条文にもそういうことは
ないとおっしゃるけれども、憲法で保
障されている自由は、社会の公共の福
祉に反しない限りにおいて自由なん
です。公共の福祉に反しない限り自由な
んで、何をしても自由だという規定は
ございません。私はさように理解して
おります。そこであなたにお伺いした
いと思ひますのは、あなたは今の職業
を悪いと思つていないとおっしゃいま
したが、ほんとうに悪いとお思ひにな
つていないのでございましょうか。そ
の点をお伺いいたします。

○参考人(石橋幸八君) 自由は社会の
公共を害せない限りということでは当然
でしょう。前科の期間中であつたなら
ば、国民の権能を剝奪されるでしょう。
そういうことは今日私は当然だと思ひ
ますが、私は、あなたがこの商売がい
いとは申し上げませんが、しかしなが
ら、私の環境上かような商売をやみつ
つあつて、他に転業する機会を持ちま

せんから、やっぱり自分の商売は守つ
ていかなければできない、かように考
えておるのであります。で、あなたが
いいとは申しませんが、しかしながら、
私は商売の、商法によつてさような制
限は加えられない、かように私は考
えております。

○藤原道子君 いいとは思つていな
い、ということはお認めておいでにな
る、それをちょっと聞きたい。今あなた
の御職業をいいとは思つていないと言
われましたが、それはその通り確認し
てよろしうございしますか。

○参考人(石橋幸八君) 私はいいとも
悪いとも思つておりません。しかしな
がら、これなくしては食われていけま
せんから、私はいいいと思つておりま
す。

○藤原道子君 それではもしこの法律
が不幸にして破れるかも知れませ
んけれども、これは社会の世論でござ
いますから必ず通します。通つた場合、
あなたはどうかいたしますか。

○参考人(石橋幸八君) 私は最初に申
し上げましたように、いやしくも法治
国民であります。日本の法律が制定さ
れましたならば、従います。

○参考人(石橋幸八君) 私はちようど
その当時東京に参つておりました、あ
とでそういう催しがあつたということ
をお聞きいたしました。さような点ま
でお聞きしておりました。しかしなが
ら、さようなことを本人のあなたが
聞きになつておられるならば申し上げ
たでしょう。それははなはだ野蠻的な
ことを申し上げておると私は思いま
す。

○藤原道子君 私の手元へずいぶん今
度は法案を通してくれというあらゆる
投書が来ております。その中に業者の
お子さんからたくさん来ている。あな
たは正業だとおっしゃるけれども、こ
の正業は、あなたのお子様は、この親
の職業を果して正業だと思つていら
るかと思つておられる。私のところに寄
せられまして手紙のすべては、私はぜ
ひ冤罪処罰法を通してほしいと嘆願し
ております。その理由は、冤罪業者
の子供は親の職業を社会の人にも友
だにも話すことができない。世の中
何が不幸だといつて親の職業を人に
話せないくらい辛いことはない。業者
の子供は就職の場合にも思うように就
職ができない、嫌のもらい手もない。
どうぞ早く冤罪処罰法を通して、私
たちが転業するような機会をお与え
下さいといふことをする訴えてきてお
る、というふうな場合にあなたは正業
だとおっしゃるけれども、あなたのお
子様は、あなたと一緒に住んで、そう
して日夜人肉の市を見ながら育つて
おりますか、どうですか。その点私
はまづお伺いしたいと思ひます。

○参考人(石橋幸八君) 私はさような
個人にわたつたことをここでとやかく

申し上げる必要はない、かように考
えております。

○藤原道子君 個人ではございませ
ん。あなたの、業者のお子様すべて
そうだと思うのです。それだけにあ
なたの心の中にも必ずしも私は正業だ
と思つていないと思つたのですけれど
も、ほんとうのことを聞かしてくれませ
んか。私たちは業者に恨みも何もない
のですけれども人が人を売り、人が人
を買ふというこの悲しい事実をなくし
たいのです。その点を私は言つていら
るのです。

○参考人(石橋幸八君) お答えいた
します。私はあなたが正業とも申し上
げません。しかしながら今直ちに転業
するといふ手も見込みもないからや
つております。しかしながら、その子
供は、それは子供の気持でありまして、
子供の気持は親はわかりません。そ
で私は子供の気持までお答えすること
はどうかと思ひます。

○藤原道子君 わかりました。私はま
ああなたの方の気持はよくわかつて
いるけれども、先ほど来女の子どもは
収容できても、その家族の生活が困
るじやないかというふうなことをし
きりにおっしゃるけれども、そんなこ
とは業者の皆様は心配していただか
なくていいと思つたのです。政治が
やることなすこと、日本には至ら
ないけれども、いろいろ法律はある
のでございします。女の子供から
不当に搾取している今の業態が私
はいけない、こういう点でこの法案
の審議をしていくわけでございま
すが、時間も迫ります。これ以上申
し上げたくとも、これはまあ並行
線でございますけれども、私は質問
をやめますけれども、

転業にはどのくらい時日をかければいいのか、一応参考に聞かして下さいませ。

○参考人(石橋幸八君) これも今申し上ずにはいられない。これも現象の一つで、

上にかゝること、とてお修め
いておりませんが、どうか一つ法案を

お進めになると同時に、私ら業者も一

つ日本でありますからお慰しか願
いたい、かように私は思つておりま

す。

くあいあればといふことを参考に聞き

たいのです。

○参考人（石橋幸八君） 私は真に日本

が世界が恥じざるところの法律を作るならば、あつちの面から研究を

していただいて、四五年のことに余裕

を持たなければ、りっぱな完全なこと

はできないと私は信じます。

四、五年かかるとおっしゃるのです

 ∂_c

○参考人(石橋幸八君) 転業はきよ

劣にかかり争せんが、それは國の方で
法律を制定いたしますれば、直ちに服

従するのが国民でございますから、い

かに苦しくなつても泣く泣くでもこれ

○赤松常子君 三カ月でもよろしいの

ですか。即日でもよろしいのですか。

○参考人(石橋幸八君) それは即日で

も今日いたし方ないでしょう。日本の
法律に従わざるを得ぬです。

○赤松常子君　よくわかりました。ほ

んとうにはつきりおっしゃっていただ
い、大へん意を領し、こころをなした。

最後にお伺いしたのでございます

が、「九連第三号」でございすか、従

業婦に対して大へん御親切ないろいろ

た御質問の条項になりました。

のですが、その回答を集計していらないしやいましたら、回答を見せていただきたいのです。そこにございませんでしたら、いつか集計したものを送っていただきたいのでございます。どうでございましょうか。

○参考人（石橋幸八君） 何ですか、調査した従業婦の申し出のことですか。

○赤松常子君　そうです。

はり業者のうちには悪い業者もありまして、やはり搾取をやっている面もございます。あるいは前借貸しているものもございますし、九州連合会では、もう率直に申し上げますが、そういうものは直ちに解放しております。それでその数は私今どうということも申し上げられませんが、私らの業界

ではさようにお役所式のように、きちつと帳簿に記入しておくということにはございませぬのですから、相当の敷に上るということだけは申し上げておきます。

○赤松常子君　ちよつとさつきお読み
 になったときに、まことに親心満々と
 いたしまして、あなた自身の感じでおお
 読みにになったと思うのでありますが、
 その結論が今のようにはっきり出てい
 ないということは、まことに一つ不親
 切だと思ふであります。もつと徹底し
 てその親切心をおかけなされましたな
 ら、こういう質問をして、こういう回
 答が出たというところをお見せになつ
 て、初めてあなたの深い氣持がわかる
 と思うのでございますが、今でなくては
 もよろしゅうございますから、必ずこ
 この法務委員会あてにお送り願いたい
 と思います。

○参考人(石橋幸八君)　それはた

まお答えできます。数はできませんけれども、それによって業者が是正し、そうして働く人が助かった者は相当の数に上ることを申し上げます。

○赤松常子君 それを數字もしくは文字で知りたいのでございます。一ぺんどうぞはつきりお答え願いたいと思います。

○参考人(石橋幸八君) それは後日お

○委員長(成瀬權治君) 他に御発言はないようでございますが、参考人の方々には、長時間にわたりましてきわめて有疏なる御意見を御開陳いただき、本案審議の上に大いに参考になりましたことを厚く御礼を申し上げます。別に御発言もなければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後六時一分散会

七月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、接收不動產に關する借地借家臨時處理法案（衆）

接収不動産に関する借地借家臨時
処理法案

接収不動産に關する借地借家臨時處理法

第一条 この法律は、旧連合国占領

軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に關し、その接収の解除後における借地借家關係を調整す

るための措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「撥収」とは、旧連合国占領軍の用に供するためした次に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。

一、旧土地工作物使用令（昭和三十一年勅令第六百三十六号）により、国が土地又は建物を使用した行為

国が土地又は建物をもつて所有する者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から賃借した行為

旧連合國占領軍が土地又は建築物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

2 この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者に返還することを含む。

3 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。

（接収地の借地権者の土地優先権）

第三条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできる）

ない借地権及び臨時設備その他

時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日（この法律施行後接収の解除があつたとき

は、接収の解除の公告の日。以下同じ。〕から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出することによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借す

ることができ、ただし、その土地を権原により建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする

場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

土庫が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者

の所有に属する登記した建物が、
収中に滅失（接収の際における除
却を含む。以下同じ。）したため、
その借地権をもつてこの法律施行
の日までにその土地について権利

を取得した第三者に対抗すること
ができない者は、その土地又はそ
の換地に借地権（第三者に対抗す
ることのできない借地権及び臨時
設備その他一時使用のために設定

されたことの明らかな借地権を隠す（く）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができると。この場合には、

前項ただし書の規定を準用する。

土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

土地所有者は、建築物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

第三項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたもの。

第一項又は第二項の規定により
設定された賃借権の存続期間は、
は、これらの規定は、適用しな
い。

第二条(借地権の存続期間)の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽腐したときは、賃借権は、これ

當事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることができる。ただし、字庫期間と二十年未満とする背地

8 第一項又は第二項の規定により
設定された賃借権は、その登記及
びその土地にある建物の登記がな
くても、これをもつてこの法律施
行の日から二年以内にその土地に

ついで権利を取得した第三者に對抗することができる。

(接収地の借地権者の借地権優先譲受権)

第四条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く)の存する場合に、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く)の存する場合に、その借地権者(借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者)に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借

地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3 前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律の施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日(その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日)」と読み替へるものとする。

(借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾)

第五条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならぬ。

(土地使用を始めた場合の解除権)

第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後(その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後)六箇月を経過しても、正当な事由がなく、建物所有の目的でその土地の使用を始めたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除する

ことができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建物所有の目的でその土地の使用を開始した後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

(賃貸人及び譲渡人の先取特権)

第七条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)により徴収することのできる請求権、民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

(接収地借地権の対抗力)

第八条 土地が接収された当時から

引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつて第三者に対抗することのできない者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に對抗することができる。

(接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求)

第九条 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者の当該借地権の存続期間が、この法律施行の日において二年未満のときは、これをこの法律施行の日から二年とする。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する建物が接収中に滅失した者については、その者がこの法律施行の日以後二年以内に建物を築造した場合においては、借地法第四条(更新の請求)の規定を準用し、同法第七条(建物の滅失の場合の法定更新)の規定は、適用がないものとする。

(接収地借地権の催告による消滅)

第十条 土地所有者は、この法律施行の日から六箇月以内に、第八条に規定する借地権者(接収の後更に借地権を設定している者を除く)に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るように、催告することができる。

きる。もし、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は、消滅する。ただし、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り消滅する。

2 前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これを行うことができる。

3 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定に従ひ、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行う。

4 公示に関する手続は、接収された土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5 第二項の場合には、民法第九十七条ノ二(公示による意思表示)第三項及び第五項の規定を準用する。

第十一条 借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前条の規定を準用する。

(接収地が疎開建物の敷地である場合の土地優先賃借権及び借地権優先譲受権)

第十二条 第三条(第二項を除く)、第四条(第二項を除く)及び第五条から第七条までの規定は、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第九条の疎

開建物の敷地の借地権者であつて、昭和二十三年九月十四日現在において当該開建物の敷地が接収中であつた者に準用する。ただし、同日までに同法第九条において準用する同法第二条の規定による賃借の申出又は同法第九条において準用する同法第三条の規定による借地権の譲渡の申出をした者については、この限りでない。

(接収建物の賃借権者の建物優先賃借権)

第十三条 建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有を失つたため、その賃借権をもつてこの法律施行の日までにその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その建物の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。ただし、その建物を権原により使用する者があれば、その申出をすることができない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその建物の引渡がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(接収建物の賃借権の対抗力)

第十四条 建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の

占有を失つたため、その賃借権をもつて、第三者に対抗することができない者は、その建物の賃借権の登記及びその建物の引渡がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(接収建物の賃借権の催告による消滅)

第十五条 第十条の規定は、建物所有者に準用する。この場合において、「第八条に規定する借地権者」とあるのは「第十四条に規定する建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と読み替へるものとする。

2 前項の規定は、建物の賃借権者が更に賃借権を設定している場合に、その賃借権を設定している者に準用する。

(賃借権の設定による損失の補償)

第十六条 第三条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定により借地権の譲渡を受けた者は、権原によりその土地を使用していた者及びその他の者に対し、工作物の移転料その他当該賃借権の設定又は当該借地権の譲渡によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならぬ。

(接収地借地借家関係の裁判)

第十七条 第三条(第十二条において

て準用する場合を含む。)に規定する借地条件、第十三条に規定する借家条件又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)に規定する対価について、当事者間に、協議がととのわないうときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第十八条 第三条(第十二条において準用する場合を含む。)若しくは第十三条の規定による賃借の申出又は第四条(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議がととのわないうときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、土地若しくは建物の賃借権者又は譲受人の職業その他一切の事情を参しやくして、その割当をすることが出来る。

2 裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な給付を命ずることが出来る。

(裁判の管轄及び手続)

第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により、これ

をする。

(鑑定委員会)

第二十条 第十七条に規定する鑑定委員会については、罹災都市借地借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで(鑑定委員会)の規定を準用する。

(民事調停法の準用)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十條(受訴裁判所の調停)の規定を準用する。この場合において、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)

第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることが出来る。その期間は、二週間とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(裁判の効力)

第二十三条 第十七条又は第十八条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(公告)

第二十四条 調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもつてその旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、これを掲載した官報の発行の日の翌日にしたものとみなす。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借賃につき先取特権に関する登記を受ける場合において、賃借金の存続期間における借賃の全額から、すでに弁済期の来た借賃の額を控除した金額をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局